備北信用金庫の現況

平成30年

ディスクロージャー

みなさまとともに… BISHIN '18

平成29年4月1日～平成30年3月31日

豊かな明日へのおてつだい

備北信用金庫

吹屋小唄

CONTENTS

ご挨拶…… 1
内部管理基本方針…… 2
リスク管理についての取り組み…… 2
法令等遵守（コンプライアンス）の態勢…… 3
中小企業の経営の改善及び地域の
活性化のための取組の状況…… 6
トピックス…… 10
総代会制度…… 12
組織図…… 14
店舗紹介…… 15
営業のご案内…… 16
手数料一覧…… 18
びしんのご案内…… 20
資料編…… 21
信金中央金庫のご案内…… 36

基　本　方　針

備北信用金庫は
地元の皆様ならびに
中小企業の方々の金融機関として
地域社会の発展に寄与する

経　営　方　針

1　中小企業金融の公共性に鑑み、広く地域経済と密着し、その繁栄に奉仕する。

2　経営に創意と総力を結集して、金庫の業容拡大と機能の充実を図り、経営体質の強化に努める。

3　人材の育成を図り、職員の福利増進と生活水準の向上に努め、希望と活気ある明るい職場づくりに努める。

金庫の概要

創　　業：昭和６年11月
代 表 者：理事長　柴倉　清
本　　店：岡山県高梁市正宗町1964番地の１
役職員数：91名
店 舗 数：10店舗
会 員 数：8,000名
出 資 金：330百万円
預　　金：106,256百万円
貸 出 金：44,488百万円

（役職員数以下の数字は平成30年３月末現在の数字です。）

ご　挨　拶

猛暑の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平成30年７月豪雨により被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当金庫に対しましては、平素から格別のご支援とご愛顧を賜り厚くお礼を申し上げます。本年もここに、第73期の事業概況と決算の状況につきまして報告するにあたりご挨拶を申し上げます。

昨年の我が国経済は、政府が推進する経済政策の効果に加え、好調な米国経済などに支えられ、緩やかな回復基調が続き、景気拡大の期間の長さはすでに高度成長期の「いざなぎ景気」を超えてはおりますが、景気回復の恩恵は、大企業や都市部に偏っており、地域の経済に目を移せば、少子高齢化・人口減少により、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠き、取引先においては、地域や業種により温度差はあるものの経営者の高齢化、慢性的な人手不足に加え、人口減少や消費マインドの停滞を背景とした売上不振にさらされ、厳しい業況が続く中、政府は「地方創生」の取組みを進め、地方自治体は地方版総合戦略の策定や産官学連携による創業支援、起業家教育、ビジネスマッチング等の販路開拓支援、観光振興、農林業の６次産業化支援等が行われてはおりますが、未曾有の金融緩和策が継続される中で、少子高齢化等の社会構造を抱える当地域の経済は、好景気と言われる割には、豊かさを実感できていないのが実情であります。

こうした金融経済環境情勢のもと、協同組織金融機関としての原点である「地域のために存在する」という確固たる信念をもって、地縁・人縁を活かし、また、信交会をはじめとした各種支援組織により、顧客目線に立った「絆」の経営を実践し、顧客のライフステージに応じた顧客ニーズに対処すべく、信金中央金庫の信託代理業、iDeCo、積立NISAの取扱いを始めるとともに、「びしん経営者クラブ」の創設など地域に根ざした業務活動を展開し、ボーナス期での金利優遇定期預金や年金口座獲得など個人向け預金に取組み、昨年の10月に新見市指定金融機関を交代したこともあり、預金残高は106,256百万円となりました。融資面においては、保証機関に過度に依存することのないファミリーローン「絆」の取扱いを開始するとともに事業性融資である「サポート」を改訂し、また、従来からのフリーローンなどの個人ローンの推進を引き続き行う中において金融仲介機能の発揮に努め、事業性評価などのコンサルティング機能を強化する中、太陽光発電設備資金や金融機関向けローンの取組みもあり、貸出金残高は44,488百万円となりました。収支面は、引き続く超低金利下において、ATM・出納機等機械類の更新費用が見られる中、効率的な資金運用と経費節減に努め、厳正な諸償却と引当を行った結果、当期純利益を214百万円計上しました。

平成30年度の我が国経済は、米国や欧州の政治経済情勢や朝鮮半島情勢など海外における不安材料が後を絶たず、海外要因による回復基調の我が国経済に不透明感が高まる中において、中期経営計画「地域のベストパートナーを目指して」の最終年度として総仕上げを行うとともに、地域の課題に正面から向き合い、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくため、当地域と中小企業等の成長・発展に貢献するとともに、法令遵守に徹し、堅実経営に邁進致します。

平成30年７月

備北信用金庫

理事長　柴　倉　　清

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第５項第５号並びに同法施行規則第23条の規程に基づき、理事会で決議した以下の「内部管理基本方針」に則って、継続的に内部管理の整備を進め、その実効性確保に努める。

1．理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
2．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
4．理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
5．監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6．監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7．理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8．監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9．監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10．その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

リスク管理についての取り組み

金融の自由化・国際化の進展に伴い、規制緩和等により金融機関のビジネスチャンスが拡大する一方で、信用金庫業務に伴うリスクは多様化、複雑化し、従来以上に適切なリスク管理を行う必要があります。

当金庫では、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」として制定、各部署が「リスク管理要領」により管理を行い、統括部署として統合的リスク管理委員会がリスク全体を管理しております。統合的リスク管理において、計量されるリスクについては、ＡＬＭ委員会、非計量リスクについてはリスク管理委員会で協議し、常勤理事会へ定期的に報告を行い、各種リスクを総合的に管理し、経営全般にわたりリスクをコントロールする体制の構築に日々努めております。また、監督官庁による検査や考査も定期的に実施されています。

●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資部融資課、融資管理課を設置し、常に融資の基本に基づいた運用ができるように厳格な審査管理体制で臨み、加えて大口債権ヒアリングを実施し、取引先の業容の実態把握に万全を期し、不良債権の未然防止に努めております。職員に対してはＯＪＴや外部研修への派遣、本部から営業店への臨店指導など、貸出審査能力の向上を図っています。なお、自己査定についても厳密に貸出資産を査定し、信用リスクの把握と管理を実施しております。

●市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。また、それらに付随する信用リスク等の関連リスクを含めて市場関連リスクと捉えています。主な市場リスクとしては、金利の変動に伴い利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券価格（株式、債券等）の変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替の変動に伴って損失の発生する「為替リスク」があります。当金庫では、ＡＬＭ委員会を設置し、経済情勢、金利、為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、管理手法や各種分析を行っています。そして、安定した収益確保のため、ＡＬＭ管理体制の充実・強化に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、支払準備資産を信金中央金庫等へ預け入れるとともに、信金中央金庫が緊急時の資金繰りへの対応を図るといった、業界としてのバックアップ体制が整っています。

●事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、本部監査部門が本支店に対し定期的臨店監査を実施する一方、本支店には店内監査の月例実施を義務付けているほか、日常事務ミス防止のための事務取扱規程やマニュアルの整備、本部事務部門による臨店指導、および日常業務の事務手続き上でのチェック機能が十分働くよう、研修会や各種会議などで職員教育を徹底するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっています。

●システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことであります。さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、中国地区信金共同事務センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、また全店の全パソコンにセキュリティーシステム、カード管理機を導入し、システムの安全管理と個人情報の漏洩防止を図るため、

万全の体制で対応しております。

●法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係わる法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為(法令等遵守違反行為)が発生することで金庫の信用の失墜を招き、金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、法令等遵守違反行為に関する報告体制を構築し推進しています。具体的には、各部店の業務執行に伴うリーガルチェックまた新商品・新規業務の開始時のリーガルチェック等をコンプライアンス統括部署と各部署と相互にチェックしリスクの低減を図っています。また、業務全般の法務に関する案件ついて専門家である顧問弁護士と連携しています。

●評判リスク管理

評判リスクとは、風評、マスコミ報道等により金庫の評判が悪化し、信用が損なわれるリスクであります。当金庫では、透明性の高い経営に努め、各種媒体を利用し積極的にディスクローズし、金庫の健全な経営を広報しています。

内部監査体制について

当金庫では、リスク管理の実効性を高め、不正事件・事務ミス等を防止し、内部管理体制を充実・強化するために内部監査部署「監査部」を設置しています。監査部では、信用金庫の業務運営や資産の健全性確保を図る目的として、業務管理・運営部門から独立した立場から内部管理について適切性・有効性の検証を行い、問題点の是正を図るとともに、監査結果等については理事会に定期報告を行っています。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

コンプライアンスとは、各種の法律・社会のルール・当金庫の内部規程等を遵守し、倫理や社会的な規範を全うすることをいいます。

信用金庫は、地域金融機関として中小企業の健全な発展や住民の方々の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に奉仕するという高い社会的使命を担っています。

社会的責任と公共的使命を全うするためにも法令や社会的規範を遵守し、信用金庫の役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって、透明で公正な業務を遂行する必要があります。

当金庫では、コンプライアンスの実現を最重要課題の一つとして取組んでおり、経営者自らが高い企業倫理と遵法精神に則って経営にあたると共に、「内部管理基本方針」を定め、コンプライアンス態勢を整備し、「備北信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル」、「外国為替業務に関するコンプライアンス・マニュアル」、「ホットライン取扱要領」、「公益通報者保護規程」の内部規程、並びに「コンプライアンス・プログラム」を制定し、遵守すべき法令及びルールを明確に、且つ全役職員への周知徹底を図っております。

また、コンプライアンス統括部署を総務部とし、全店にはコンプライアンス担当者を配置、法令等遵守態勢の充実を図っております。

一方、顧客からの苦情や意見、要望に対して真摯な態度で対応するため、「顧客サポート処理規程」、「反社会的勢力対応規程」、「利益相反管理方針」を制定し、顧客サポート態勢を構築しております。

当金庫では、皆様により一層信頼される金融機関であり続けるため、今後もコンプライアンスの徹底と実践並びにコンプライアンス意識の高揚に努めてまいります。

顧客保護等管理態勢について

当金庫は、地域の金融機関として「お客様第一の姿勢」「地域密着」に徹し、地域のお客様、地域社会から信頼されるお客様の満足度の高い金庫を目指し、顧客保護、利用者の利便性の向上に役職員一丸となって取組んでおります。

●顧客説明管理態勢

取引や商品に関するお客様への説明と情報提供を適切かつ十分に行うため主管部署を業務推進部としています

●顧客サポート管理態勢

お客様からのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情等、お客様からのさまざまなご意見を業務改善につなげるため「顧客サポート処理規程」を制定、それらの対応と進捗状況及び処理指示を一元的に管理する部署を総務部としています。

●顧客情報管理態勢

顧客情報の管理の適切性を確保するため「顧客情報管理規程」等制定、顧客情報管理主管部署を事務部とし、顧客情報の適切な保護を図っております。

●外部委託管理態勢

当金庫が業務を外部委託した場合に、顧客保護の観点から、その委託先の管理を適切に行うため「外部委託管理規程」を制定、外部委託先の管理を行っております。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月31日法律27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1．当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2．商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4．当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5．金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1．当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2．当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
⑴　次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
　①　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
　②　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
　③　当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
⑵　①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3．当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
　①　対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
　②　対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
　③　対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
　④　対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4．当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
　また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5．当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～17時）に営業店（電話番号は店舗マップを参照下さい）または総務部（電話：0866-22-2191）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総務部または全国しんきん相談所（９時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども備北信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	平成29年度
新規に無保証で融資した件数	３件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.73％
保証契約を解除した件数	０件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	０件

備中松山藩古銃鉄砲組

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

中小企業者等の経営支援に関する取組み方針

取引先企業や個人のお客様の借入金の返済猶予等を目的とした、中小企業金融円滑化法が平成25年３月末に終了しましたが、当金庫では、中小企業金融円滑化法終了後も「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を継続し、金融の円滑化とお客様と一体となった経営の改善に積極的に取組んでまいります。
金融円滑化に向けた取組については当金庫ＨＰをご覧ください。（http://www.shinkin.co.jp/bihoku/enkatu/index.html）

●中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

・総合戦略の実現支援に向けて、地方産品の付加価値向上、販路拡大、観光活性化、まちづくり、農業支援、地元中小企業支援に向けた金融商品やサービスの開発・提供を行っております。
・地方公共団体、地域の商工会議所や観光協会をはじめとする各種団体との関わりから、「町づくりや定住促進」「観光事業」などの地域活性化に向けた取組みに既に多くの役職員が参画し、今後より実効性の高い地方版総合戦略策定に向けて情報提供・分析や提案を行うなど積極的に参画・関与できる態勢と担当窓口を明確にするために、平成27年２月「地方創生」に関する金庫内体制を整備し、高梁市及び新見市の総合戦略推進有識者会議や高梁川流域連携中枢都市ビジョン懇談会に参画しております。
・平成26年度より中小企業基盤整備機構、高梁商工会議所、新見商工会議所、備北商工会、阿哲商工会、吉備中央町商工会と連携して知的資産経営レポートの作成に取り組み、平成28年度からは事業性評価シートの作成に取り組んでおり、また、合同の勉強会等を開催し、地域の各種団体とともに地域の活性化、地域創生を行っております。

●中小企業の経営支援に関する取組状況

びしん経営者クラブの設立（会員数91名／2018年７月現在）

地元企業の若手経営者や事業継承者の方々に、経営に関する研修や情報交換を通じて企業の経営資質向上と経営課題解決を図り、また、会員相互の親睦を目的とする「びしん経営者クラブ」を設立いたしました。平成29年６月13日の設立総会では、日本銀行岡山支店の支店長 福地慶太氏より『最近の金融経済情勢について』をご講演いただきました。また、経営セミナーとして、平成29年11月14日にはホスピタリティー＆マナー・ラボの代表 長澤さおり氏による『トップが怒りをマネジメントすれば、会社はうまくいく』を開催し、平成30年３月７日には社会保険労務士 笹井茂樹氏による『労基法改正案から見る働き方改革のポイントと知って得する助成金』を開催いたしました。

しんきん合同ビジネス交流会

岡山県内８つの信用金庫、日本政策金融公庫、岡山県産業振興財団等と連携し、しんきん合同ビジネス交流会を開催しております。平成29年９月13日、第13回しんきん合同ビジネス交流会を開催し、当金庫のお客様19社が参加されました。

経営改善支援

中小企業基盤整備機構、高梁商工会議所、新見商工会議所、備北商工会、阿哲商工会及び吉備中央町商工会と連携して、取引先企業の事業価値を高める経営レポート作成支援に取り組んでいただいており、また、よろず支援拠点やミラサポ、岡山県信用金庫保証協会との連携による専門家派遣制度を活用し、企業の問題店解決に向けた取組を図っております。

●地域の活性化に関する取組状況

高梁川流域応援定期預金「高梁川の恵み」

国や地方自治体が取り組む地方創生の実現や、高梁川流域の発展に向け、地域の将来を担う人材育成等に主体的に取り組む(一社)高梁川流域学校への支援を目的として、玉島信用金庫、水島信用金庫、吉備信用金庫と連携して平成30年１月４日から３月15日まで「高梁川流域応援定期預金 高梁川の恵み」を販売いたしました。

シャルム応援定期預金

〝なでしこ２部リーグ〟への復帰を目指している「ＦＣ吉備国際大学シャルム岡山高梁」を応援するため、平成30年３月１日から５月31日まで定期預金「ＦＣ吉備国際大学シャルム岡山高梁応援定期」を販売いたしました。

びしんファミリーローン「絆」

個人向けの消費資金融資において、担保や保証に過度に依存しない融資商品として「びしんファミリーローン『絆』」の販売を平成29年11月１日より開始いたしました。

1．金融仲介機能の発揮の成果

当金庫は、中期計画において、『「地域のベストパートナーを目指して」～もっと地域へ・もっとお客さまの中へ～』を定めることにより、経営理念・中期計画の基本方針を明確にし、金融仲介機能を発揮し地域経済の成長及び地域のお客様の満足度を高めることを目指しております。

こうしたなか、平成28年９月に金融庁より『金融仲介機能のベンチマーク』が公表され、金融機関は、ベンチマークを活用し、金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価・自主点検することにより、より一層金融仲介機能の質を高め、お客さまのトップライン支援や生産性の向上などを実現していくことが求められております。ベンチマークを取りまとめ公表することにより、お客さまに当金庫の取組み状況を客観的に評価していただくとともに、当金庫においても自己評価・自己点検に活用してまいります。

⑴　取引先企業の経営改善や成長力の強化

≪当金庫がメイン金融機関として取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び同先に対する融資額の推移≫

	29年3月末
メイン先数	333先
メイン先の融資残高	105億円
経営指標等が改善した先数	126先

	29年3月末	28年3月末	27年3月末
経営指標等が改善した先に係る３年間の事業年度末の融資残高の推移	43億円	42億円	42億円

※先数は単体ベース。

※経営指標は売上高増加率、就業者数増加率を採用しております。

⑵　取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

≪当金庫が貸出条件の変更を行った先の経営改善計画の進捗状況≫

29年３月末	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	148先	12先	7先	129先

※進捗を計測している指標：売上高、キャッシュフロー

※・好調先：120%超　・順調先：80%～120%　・不調先：80%未満

・経営改善計画のない企業は不調先に区分しております。

＜当金庫が関与した創業、第二創業の件数＞

	29年3月期
創業件数	12先

＜ライフステージ別の与信先数、及び、融資額＞

29年3月末	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先	662先	24先	19先	533先	24先	62先
ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	200億円	5億円	9億円	158億円	5億円	21億円

※対象：法人、個人事業主（当金庫が決算データを5期保有していない先（除く創業先）は含まれません。）

※ライフステージの区分

・創業期：創業、第二創業から５年まで

・成長期：売上高平均で直近２期が過去5期の120%超

・安定期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%～80%

・低迷期：売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満

・再生期：貸付条件の変更または延滞がある期間

⑶　地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

＜当金庫がメイン金融機関として取引を行っている企業の割合＞

	29年3月期
メイン取引（融資残高1位）先数	333先
全取引先数に占める割合	50.3%

2．金融仲介機能の発揮に向けた各種取組みの進捗状況

平成28年度における金融仲介機能の発揮に向けた各種取組みの進捗状況について、金融仲介機能のベンチマーク（選択ベンチマーク）を活用し、「（１）事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資」、「（２）本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供」の視点から取りまとめております。

⑴　事業性評価に基づく融資等、担保保証に過度に依存しない融資

＜事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数　29年度３月末＞

平成26年度より、企業の強みや課題の分析などの事業性評価結果をまとめた報告書「経営レポート」を、取引先企業・商工会議所・当金庫三者連携で策定支援を行いました。引き続き「経営レポート」の策定支援を通じ、お客様の事業性、課題等を把握してまいります。

また、「経営レポート」策定先のフォローアップ面では、当金庫担当者と商工会議所・商工会の指導員が連携して計画の進捗状況ヒアリングを継続しております。

今後においても、「経営レポート」等を活用し、お取引先企業とのコミュニケーションを強化することで、各種支援の充実をはかってまいります。

＜地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合　29年３月末＞

地元中小企業与信先数①	地元中小企業向け融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	無担保融資先数割合③/①	無担保融資残高割合④/②
656先	14,629百万円	107先	2,345百万円	16.31%	16.03%

＜地元の中小企業与信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合　29年3月末＞

地元中小与信先数①	根抵当権未設定先数②	根抵当権未設定先数割合②／①
656先	463先	69.73%

＜経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、地元の中小企業与信先に占める割合　29年3月末＞

地元の中小企業与信先数①	ガイドライン活用先数②	ガイドライン活用先数割合②/①
656先	5先	0,76%

＜地元の中小企業与信先数のうち、無保証のメイン取引先数の割合　29年3月末＞

地元の中小企業与信先数①	無保証メイン先数②	無保証メイン先数割合②/①
656先	4先	0.61%

＜中小企業向け融資のうち、信用保証協会付き融資額の割合及び100%保証付き融資額　29年3月末＞

中小向け融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	保証協会付融資残高割合②/①	無担保融資残高割合③/①
14,629百万円	2,203百万円	985百万円	15.06%	6.73%

＜地元の中小企業与信先のうち、事業性評価に基づく与信先の割合　29年3月末＞

地元の中小企業与信先数①	地元中小企業向け融資残高②	事業性評価融資先数③	事業性評価融資残高④	事業性評価融資先数割合③/①	事業性評価融資残高割合④/②
656先	14,629百万円	13先	285百万円	1.98%	1.95%

⑵　本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

＜本業（企業価値の向上）支援先数、ソリューション提案先数、メイン取引先のうちの経営改善提　案を行っている先数　29年3月末＞

＜販路開拓支援先数　29年3月末＞

岡山県内における販路開拓支援	岡山県外での販路開拓支援
14先	0先

備北信用金庫と地域社会
～この街と生きていく～

預金積金等に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

【預金積金残高】
106,256百万円
個　人……81,542百万円
法　人……17,537百万円
地公体…… 7,176百万円

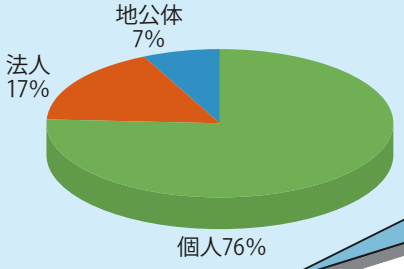

貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預かりした預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、当金庫営業エリア内に所在する中小企業、個人、地方公共団体に対し、平成30年3月末は下記のようにご融資させていただいております。

【貸出金残高】44,488百万円
○事業者向け
　設備資金　7,257百万円
　運転資金　16,094百万円
○地方公共団体向け　8,055百万円

【預金に占める貸出金の割合】
41.86%
○個人向け
　住宅資金　7,928百万円
　消費資金等　5,152百万円

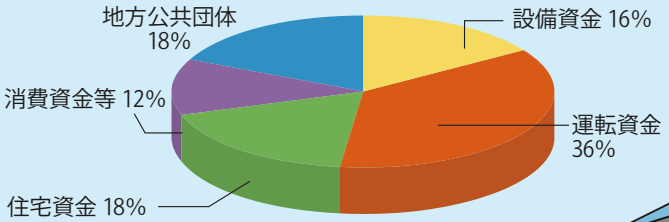

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、地域に根ざした金融機関として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

- 特別融資のご提供…担保・保証に過度に依存しない取組みとして特別融資の「サポート」「びしん創業者支援融資」「ファミリーローン「絆」」などをご提供しております。
- 各種団体との連携…当金庫は認定支援機関として商工会議所・商工会・各種中小企業支援団体などと連携しお客様の経営に関する相談にお答えしております。
- ビジネスマッチングの開催…県下の8信用金庫が合同でコンベックス岡山において異業種の交流会を開催しております。
- 「びしん経営者クラブ」の設立…地域の経済発展のお手伝いとして、地元企業の若手経営者の会を設立しました。

お客様（会員）

会員数
【8,000人】
出資金残高
【330百万円】

出資金・預金積金

貸出金・支援サービス

備北信用金庫
役職員数:91人
営業店数:10店舗

貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした資金の一部は有価証券等で運用しています。資金の公共性に鑑み、安全性や収益性に留意して、しんきん中金の預け金、金融債での運用を中心に行っています。有価証券の運用については、安全性第一を心掛けて厳格な運用を行っています。

預け金残高　【41,833百万円】
有価証券残高【28,048百万円】
預金積金に占める有価証券の割合
【26.39%】

今期決算に関する事項

貸出金をはじめ低金利下での各種運用利回の低下など厳しい状況の中、効率的運用と経費節減また厳正な償却と引当を行った結果、当期利益214,687千円を計上することができました。なお、出資金に対する配当率は3%にさせていただきました。

自己資本比率【18.27%】

（平成30年3月末現在）

文化的・社会的貢献に関する事項

【信用金庫の日（6月15日）】

全国信用金庫協会では昭和26年6月15日、「信用金庫法」が施行されたことを記念して、毎年6月15日を「信用金庫の日」として定めています。平成8年から業界の統一事業として取組み、当金庫においても各店イベントの他、清掃活動などのボランティア活動を行っています。

【地域の文化社会活動への取組み】

4月・「シャルム応援定期預金」の取扱い
5月・高梁市小学生ソフトボール大会協賛
6月・「信用金庫の日」各営業店でボランティア活動のイベントを開催
・第31回理事長杯親善ゲートボール大会を開催
・「びしん経営者クラブ」の設立
7月・「備中たかはし松山踊り」うちわ贈呈式
・びしん寿会旅行（山陰方面）
8月・「新見ふるさと祭り」「備中たかはし松山踊り」（団体連）へ参加
・「シャルム応援定期預金」の支援金贈呈式
9月・「第13回しんきん合同ビジネス交流会」を開催
10月・ヒルクライム高梁大会の受付ボランティア
11月・備北信交会協議会
・地域貢献活動：備中松山城クリーン作戦
2月・「愛らぶ高梁ふれあいマラソン」へボランティア参加
3月・平成30年度新入学児童へノート・鉛筆を贈呈
・高梁川流域学校へ寄付金贈呈

●信用金庫の日

毎年６月15日「信用金庫の日」に各店舗でロビー展やボランティア活動を行なっています。

本店営業部の店頭風景

新見地区の清掃ボランティア

●備中松山城クリーン作戦

びしんでは毎年、松山城の登山道路の清掃活動を実施しております。

備中松山城清掃（H29.11.5）

●ヒルクライム高梁吹屋ふるさと村大会

ヒルクライム高梁・吹屋ふるさと村大会の受付ボランティアとして2日間受付のボランティアを行いました

受付け風景（H29.9.30～10.1）

●「備中たかはし松山踊り」「新見ふるさと祭り」に参加

びしんでは、県下三大踊りの一つとして長い歴史を持つ「備中たかはし松山踊り」と、「新見ふるさと祭り」の団体連に毎年揃いの浴衣で参加しています。

備中たかはし松山踊り（H29.8.15）

新見ふるさと祭り「びしん連」（H29.8.5）

●びしん「むつみ会」の事業

女性のお客様を対象とした会で、新年会・グルメツアー・観劇ツアー等の企画をし、社会的見聞を広め、会員相互の親睦を図ることを目的としております。

むつみ会新年会（H30.1.8）

むつみ会日帰り旅行（H29.4.20）

●びしん「寿会」の活動

びしんで年金をお受け取りのお客様を対象に金利上乗せ預金商品、誕生日プレゼントをご用意しております。また、日帰り旅行、一泊旅行などを企画、多数の皆様方にご参加頂いております。

寿会・山陰方面への旅行（H29.7.11）

●FC吉備国際大学「シャルム」強化支援金を贈呈

備北信用金庫は公式スポンサーとして応援しています女子サッカー「FC吉備国際大学シャルム岡山高梁」のチーム強化に役立てていただこうと高梁市に支援金を寄付しました。

高梁市役所にて（H29.7.24）

●高梁市小学生ソフトボール大会へ協賛

成羽運動公園にて（H29.5.21）

●「備中たかはし松山踊り実行委員会」にうちわを贈呈

「松山踊り実行委員会」へ
うちわ3,000本贈呈　（H29.7.25）

●新入学児童へノートと鉛筆をプレゼント

びしんは毎春、地域内の小学校新入学児童にリサイクル鉛筆などの学用品をプレゼントしています。

高梁市教育委員会にて（H30.3.12）

●第31回理事長杯親善ゲートボール大会

高梁浄化槽ゲートボール場（H29.6.30）

●第13回岡山県しんきん合同ビジネス交流会

県内８信用金庫が連携し、毎年コンベックス岡山にて「しんきん合同ビジネス交流会」を開催しております。

コンベックス岡山にて（H29.9.12）

●高梁備北信交会協議会

高梁備北信交会では日本銀行　藤田研二氏をお招きし、「わが国・わが県の経済　現状と展望」と題してご講演いただきました。

高梁国際ホテルにて（H29.11.20）

●びしん経営者クラブの設立

地元の若手経営者・後継者の方々の経営のお手伝いをする為、びしん経営者クラブの設立を行い各種の事業を行っています。

高梁国際ホテルでの設立総会（H29.6.13）

●高梁・新見・吉備中央町地域支援金融機関合同講習会

地域の企業支援のため関連団体とともに金庫職員の勉強会を開催しました。

本店にて（H29.12.16）

●高梁川流域学校へ寄付金を贈呈

地方創生の実現や高梁川流域圏の持続的発展に寄与するため、一般社団法人高梁川流域学校に対し寄付金を贈呈しました。

贈呈式風景（H30.3.22）

●愛らぶ高梁ふれ愛マラソン

高梁市内を廻るマラソン大会のボランティアとして選手へ「フライドポテト」の提供をおこないました。

（H30.2.11）

1．総代会制度について

信用金庫は、地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした、協同組織の金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。
したがって、総代会は総会と同様に、会員１人１人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取組んでおります。

総代会は、会員１人１人の意見を適正に反映するための、開かれた制度です。

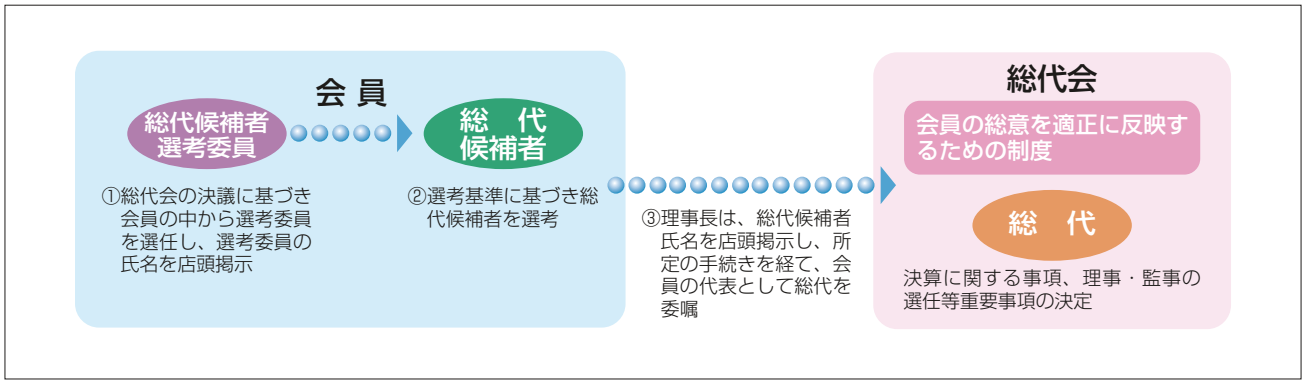

2．総代とその選任方法

⑴総代の任期・定数

・総代の任期は３年です。
・総代の定年は80歳です。但し、任期の途中で年齢が満80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わります。
・総代の定数は90人以上110人以内です。
　なお、平成30年３月31日現在の会員数は8,000人です。

⑵総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

（注）総代候補者選考基準：総代選任規程（総代候補者の選考基準）より抜粋
１　総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
２　総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
　①地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること。
　②政治に対して中立であるべきことから、政治活動的色彩がない人物であること。
　③金庫の理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
　④地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること。
　⑤事業者の場合は、経営内容が良好であること。
等々

第73期通常総代会

＜総代が選任されるまでの手続について＞

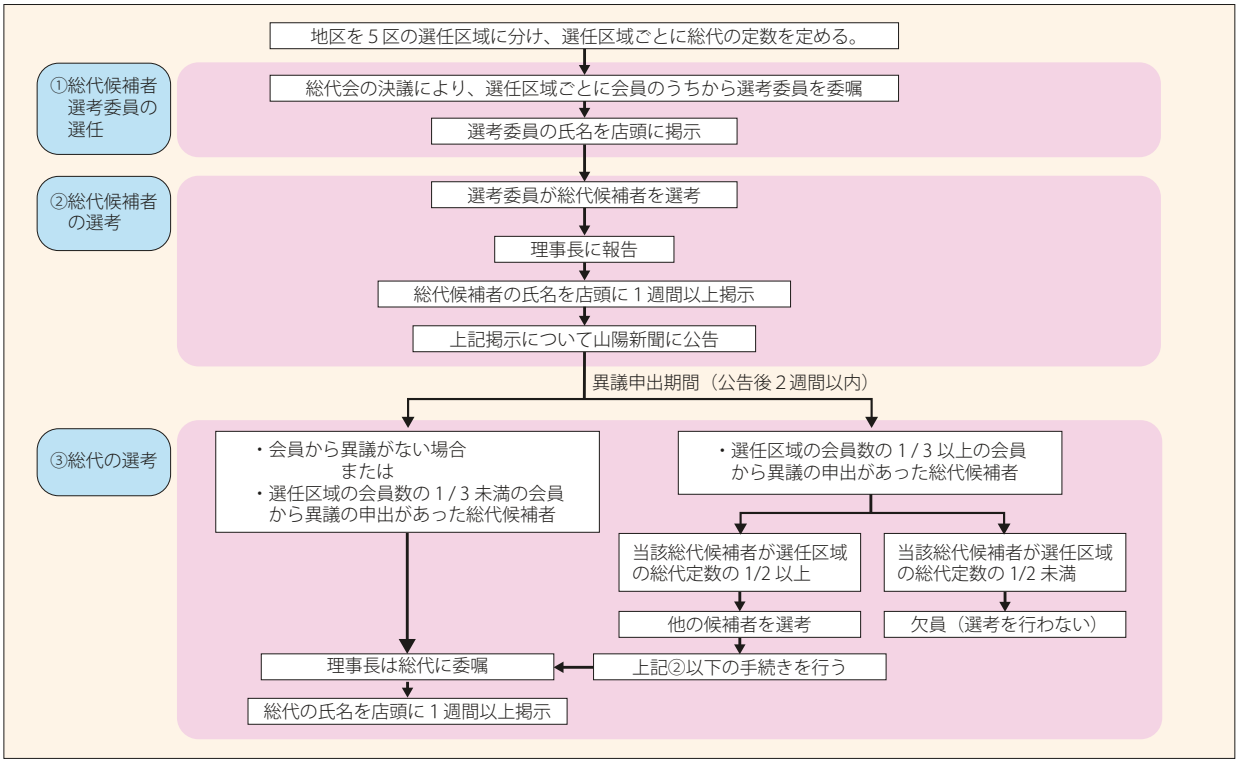

３．第73期（平成29年度）通常総代会の決議事項等

平成30年６月18日㈪に開催しました第73期通常総代会におきまして、下記の事項が付議され、原案のとおり承認可決されました。

・報告事項

第73期（平成29年度）業務報告、貸借対照表、及び損益計算書の報告の件

・決議事項

第１号議案　剰余金処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　総代候補者選考委員15名選任の件

４．総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

	区　域	人数	総　代　氏　名
第一区	**高梁市**（川端町・内山下・本町・新町・片原町・石火矢町・御前町・小高下町・頼久寺町・伊賀町・寺町・向町・奥万田・和田町・柿木町・大工町・鍛冶町・下町・中間町・間之町・中之町・荒神町・八幡町・津川町・川面町・高倉町・宇治町・松原町・巨瀬町・有漢町）	22名	赤木　頼男⑤　今井　裕一⑦　大月　孝之⑤　尾崎　則夫①　小野　和夫⑥ 河本　正夫⑦　小坂　功⑤　五島　章友②　佐々木征二⑨　島　一郎③ 須山　知昭⑨　武南　俊明①　田中　守⑩　徳田　勝俊③　仲田　泰彦⑧ 中村　宏史②　原　真吾①　樋口　尚也②　平井　清志⑤　平山　寿男④ 福瀧　一⑥　福本　浩治②
第二区	**高梁市**（鉄砲町・弓之町・南町・東町・松原通・正宗町・栄町・旭町・横町・段町・中原町・浜町・上谷町・下谷町・原田北町・原田南町・大久保・玉坂・楢井・山之上・松山・河内谷・広瀬・玉川町・落合町） **総社市** **全区を除く岡山県全域**	25名	赤木　哲郎④　秋岡　一成④　安藤　建司⑧　磯村　尚子①　内田　秀和⑥ 太田　伯男⑧　大森　一生⑥　荻田　和義⑩　片岡　康平⑥　川上　備之⑤ 小林　重樹⑧　小林　廣士⑧　小見山　豊⑤　中村　為男⑩　西　義典⑧ 西川　元朗⑥　西平　英樹③　藤岡　孝①　本多　茂④　松本　圭司⑧ 森下　一臣⑥　森下　貴⑤　森田　通洋⑦　薬師寺龍盾②　安原　幹人⑥
第三区	**高梁市**（中井町） **真庭市**（旧上房郡北房町・真庭郡落合町） **加賀郡吉備中央町**	12名	石田　誠司③　小川　徳一⑦　河部　勝行④　小山　実①　佐藤　勉⑨ 志田　知之⑦　芝村　啓三①　滝澤　昇⑦　豊田　裕幸⑦　沼本　洋介② 藤森　和典⑧　丸山　茂紀⑪
第四区	**高梁市**（成羽町・川上町・備中町） **井原市美星町**	12名	池田　英貴①　石田　芳生①　木口　健①　西川　政義④　東　健次② 平松　敬史①　古米　裕治⑤　三宅　亮三⑧　宮本　博行⑪　宗岡　巖② 吉岡　稔貢③　渡邉　酵造⑧
第五区	**新見市** **鳥取県日野郡日南町** **鳥取県日野郡日野町** **真庭市**（除、旧上房郡北房町・真庭郡落合町） **真庭郡**	32名	赤木　富雄⑦　石田　實④　井上　隆生⑥　岩元　博④　上田　久志① 榎　功貴①　大谷　國治②　大西　洋⑦　岡崎　平①　尾崎　浩司① 小野　博⑦　小河　俊文①　小林　義和②　斉木　茂⑤　佐々木建一④ 下田　勝巳⑦　杉本　一夫①　杉本　守①　相知　賢司①　田中　将彦① 谷森　順照⑤　田原　豊年⑦　長江　勝美②　中曽　孝之⑦　中村　宏之② 林田　昌吾②　松浦　英造⑥　松本　敏⑦　丸山　悟①　宮本　邦之① 森　守⑦　山田　孝文①

※お名前の記載につきましては、個人情報保護の観点からご承認を頂いて記載しております。　2018年６月現在103名（五十音順、敬称略）

〈総代の属性別構成比〉　※業種別の構成比は、法人代表者等、個人事業主に限る。

職業別	法人代表者等81%、個人事業主８%、個人９%
年代別	80歳以上２%、70歳代32%、60歳代36%、50歳代26%、40歳代４%
業種別	卸・小売業41%、建設業31%、サービス業11%、製造業11%、その他６%

組　織　図

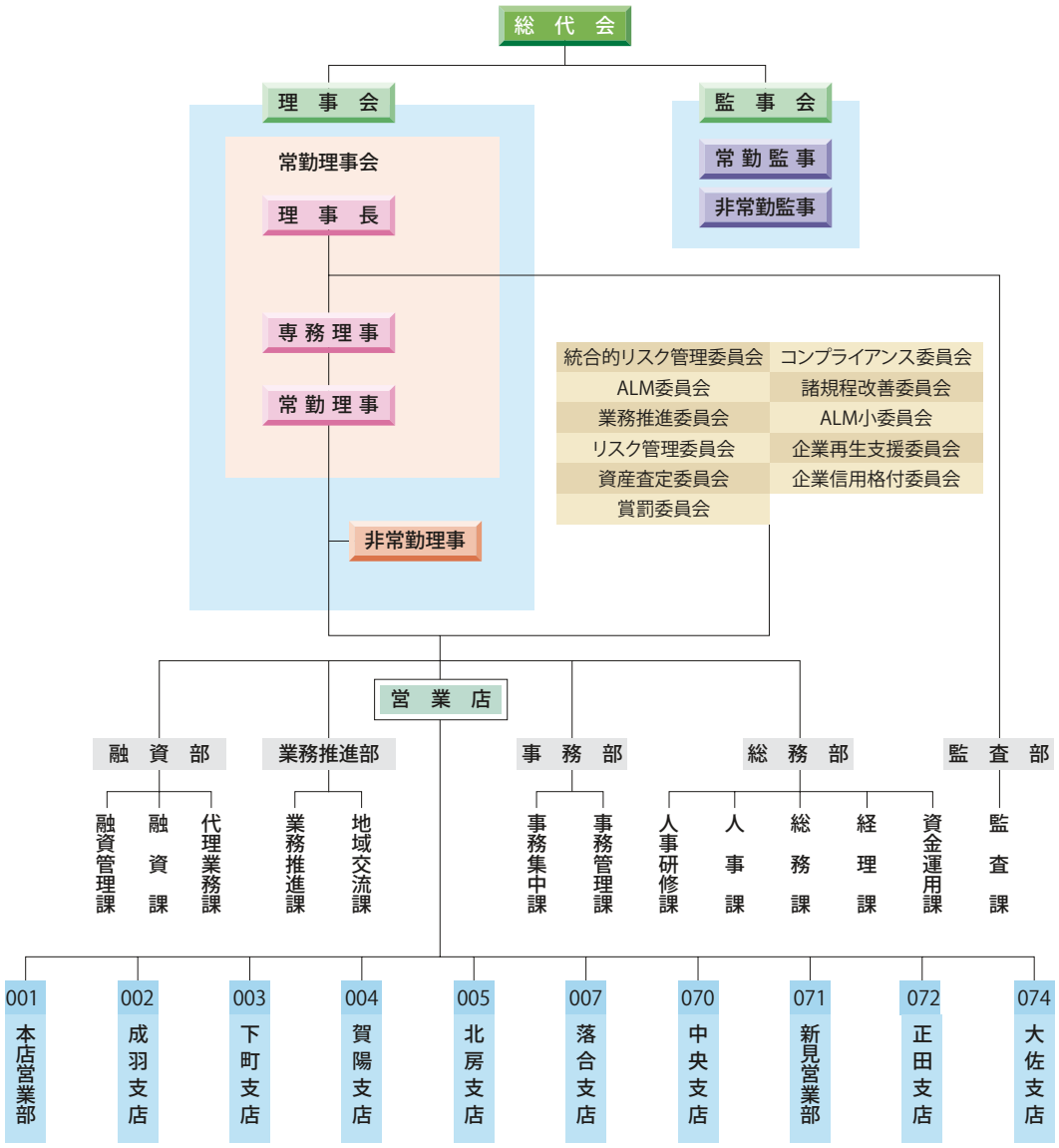

役　員

理事長（代表理事）	柴倉　清	
専務理事（代表理事）	岡田誠治	
常勤理事	亀川健寿	
常勤理事	金地正晴	
常勤理事	福本智之	
理事	原田美智男	（※1）
理事	中村浩巳	（※1）
理事	宮﨑和司	（※1）
常勤監事	平松　功	
監事	大森國正	
監事	永井芳郎	（※2）

2018年6月末現在

（※1）理事　原田美智男、中村浩巳、宮﨑和司は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（※2）監事　永井芳郎は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事です。

001本店

002成羽支店

003下町支店

004賀陽支店

005北房支店

007落合支店

070中央支店

071新見営業部

072正田支店

074大佐支店

営業地区

岡山県全域
鳥取県日野郡日野町・日南町

店舗一覧及び店内ＡＴＭ設置状況

店番	店　名	住　　所	電話番号	キャッシュコーナーの稼働時間	
				平日	土・日・祝日
001	本　　店	高梁市正宗町1964番地の1	(0866)22-2191	8:45～19:00	8:45～19:00
002	成羽支店	高梁市成羽町下原963番地の2	(0866)42-2644	8:45～19:00	8:45～19:00
003	下町支店	高梁市下町23番地	(0866)22-2376	8:45～18:00	—
004	賀陽支店	加賀郡吉備中央町竹荘486番地の2	(0866)54-1335	8:45～19:00	8:45～19:00
005	北房支店	真庭市上水田2998番地の3	(0866)52-3151	8:45～18:00	—
007	落合支店	高梁市落合町阿部1282番地の3	(0866)22-1500	8:45～18:00	—
071	新見営業部	新見市高尾2482番地の1	(0867)72-4411	8:45～19:00	8:45～19:00
070	中央支店	新見市新見866番地の1	(0867)72-2160	8:45～18:00	—
072	正田支店	新見市正田257番地の11	(0867)72-0724	8:45～19:00	8:45～19:00
074	大佐支店	新見市大佐小阪部1501番地の2	(0867)98-2878	8:45～18:00	—

店外ＡＴＭ設置場所

	所　在　地	キャッシュコーナーの稼働時間	
		平日	土・日・祝日
A	ポルカ天満屋ハピータウン	10:00～20:00	10:00～19:00
B	イズミゆめタウン高梁店	9:30～20:00	9:30～19:00
C	吉備国際大学	9:00～17:00	—
D	新見市役所	9:00～17:00	—
E	高梁市役所（共同設置）	9:00～18:00	—

関連会社

該当ありません

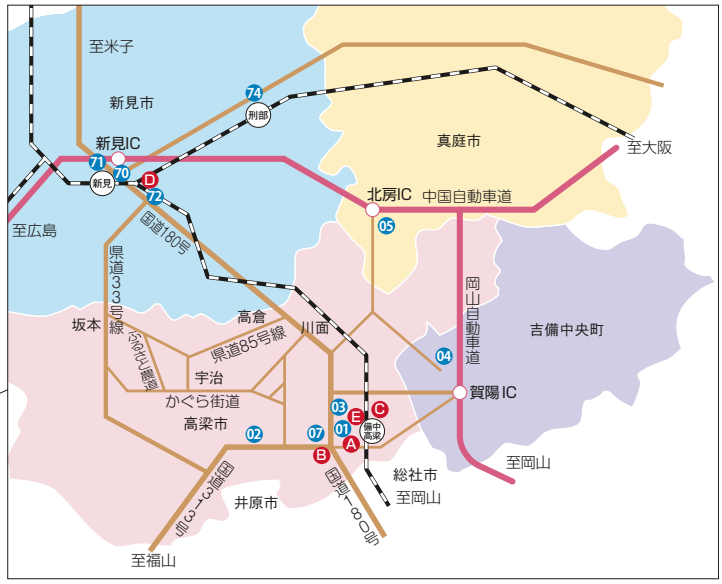

■融資

●主な事業者向けローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
びしん経営改善・発展融資「はばたき」	潜在力と事業継続の可能性を有する地域事業者の資金需要に簡易迅速対応し、経営の改善・発展に寄与するご融資です。	5,000万円以内	10年以内
びしん経営改善・発展融資別枠特例「かがやき」	当金庫と融資取引が１年以上あり、潜在力と事業継続の可能性を有する地域事業者の資金需要に簡易迅速対応し、経営の改善・発展に寄与するご融資です。	当金庫メイン先 １億5,000万円以内 準メイン先等 １億円以内	10年以内
びしん企業再生支援融資「いぶき」	経営を改善し発展を図るために必要な資金をご融資するものです。（運転資金・設備資金）	１億円以内	７年以内
商工会議所並びに商工会会員特別融資	地元商工会議所・商工会会員事業所の経営改善・安定を図って行くために原則担保・保証に依存しない資金をご融資するものです。	法人1,000万円 個人事業主 500万円以内	５年以内
びしん企業支援特別融資「サポート」	原則１年以上継続して事業を営んでいる方で経営改善、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金をご融資するものです。	1,000万円以内	最高10年以内
びしんビジネススピードローン	事業運営に必要な運転資金及び設備資金。	300万円以内	最高７年以内
事業者カードローン「アシスト」	事業運営に必要な小口資金をスピーディーに反復利用いただくものです。	500万円以内	法人３年 個人１年
びしん創業者支援融資制度	創業前・創業後のお客さまに対し、円滑な資金供給を行うものです。	1,000万円以内	最高10年以内

●主な個人向けローン

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
しんきんカードローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～100万円以内	３年毎更新
びしんカードローン「きゃっする」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～500万円以内	５年毎更新
びしんカーライフプラン	新車・中古車購入、車検・修理等費用、借り替えをご融資するものです。	1,000万円以内	10年以内
しんきん個人ローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
びしん職域サポートローン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
びしんクイックフリープラン	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～1,000万円以内	10年以内
びしんフリーローン1000	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～1,000万円以内	10年以内
びしんレディースローン「さくらさん」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	10～100万円以内	５年以内
びしんファミリーローン「絆」	お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	当金庫に年金受取口座をお持ちのシニア層向けのローンです。お使いみちは自由です。（但し、事業資金は除きます。）	100万円以内	10年以内
しんきん教育プラン	大学・短大・大学院等の学校納付金をご融資するものです。	1,000万円以内	16年以内
びしん学資ローン(当座貸越型)	学校の納付金、就学に付随してかかる費用をご融資するものです。	50～300万円	５年以内
びしん福祉プラン	高齢者・心身障害者に役立つ設備購入にご融資するものです。	500万円以内	10年以内
びしんおまとめローン	消費者金融、信販、金融機関等の借り換え資金をご融資するものです。（但し、事業資金は除きます。）	10～300万円以内	最長10年以内
びしん住宅ローン	住宅の新築、増改築資金をご融資するものです。	5,000万円以内	35年以内
びしんマイホームプラン	住宅の新築、増改築資金をご融資するものです。	100～6,000万円以内	35年以内
びしん無担保リフォームローン	住宅の増改築資金をご融資するものです。	50～300万円以内	10年以内
リフォームローン・エコ	エコ関連設備の購入・設置資金をご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内
びしん周期固定住宅ローン「楽しいわが家」	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	1億円以内	35年以内
リフォームローン「匠」	住宅に関するリフォーム資金をご融資するものです。	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	1,500万円以内	20年以内
びしん住宅ローン「だんらん」	住宅に関するすべての資金をご融資するものです。	8,000万円以内	35年以内

■預金

種類		内容	期間	お預け入れ金額
普通預金	普通預金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	１円以上
	総合口座	一冊の通帳に普通預金と定期預金及び定期積金がセットでき、貯める・支払う・借りるの３つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	１円以上
	決済用普通預金	ペイオフ解禁後も、預金保険制度により全額保護される預金です。新規口座開設および現在ご利用中の「普通預金」「総合口座」を決済用普通預金に切換えることもできます。但し、無利息となります。	出し入れ自由	１円以上
	教育資金一括贈与専用普通預金	「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」にもとづき教育資金の一括贈与を受けた教育資金の管理をする口座です。	教育資金の引出し	預入限度 1,500万円以内
貯蓄預金		貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れ、10万円以上で残高に応じて高利回りとなります。	出し入れ自由	１円以上
当座預金		会社や商店のお取引に安全便利な小切手をご利用いただく預金で、効率的な資金管理にも最適です。	出し入れ自由	１円以上
通知預金		まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置７日以上	１万円以上
納税準備預金		納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	１円以上
定期預金	大口定期預金	市場実勢金利を適用し、ご預金の中で最も有利な金利となっております。大口資金の運用に適した預金です。	１ヶ月以上５年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りがご利用いただけます。	１ヶ月以上５年以内	500円以上
	変動金利定期預金	お預け入れ日の６ヶ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	１年、２年、３年	500円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む１年複利で、お預け入れ期間に応じた利率が適用され、１年経過後はいつでもお引出しできます。	最長３年	500円以上 300万円未満
	定額複利定期預金	個人の方のみご利用いただけ、お預入から６ヶ月経過後はいつでもお引き出し自由。長く預けるほど金利がアップする半年複利の有利な定期預金です。	最長５年	500円以上 1,000万円未満
定期積金		目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	１年、２年、３年、４年、５年	1,000円以上
財形預金	財形年金預金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	５年以上	500円以上
	財形住宅預金	毎月の給料からの天引きで、住宅資金を貯める預金です。	５年以上	500円以上
	一般財形預金	毎月の給料からの天引きで、貯蓄目的は自由です。	３年以上	500円以上
譲渡性預金		大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	２週間以上２年以内	5,000万円以上

■各種サービス業務

サービス名	内　　容
為替サービス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キャッシュサービス	当金庫の本支店及び全国の信用金庫、また他の提携金融機関でもキャッシュカードを使って現金のお引出しができます。
ＡＴＭ振込	ＡＴＭからお振込ができます。
自動受取り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自動支払い	電気料、水道料、電話料、ＮＨＫ受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
定額自動送金	毎月定期的な振込先(駐車料、家賃、学費など)を登録していただくことで煩雑な振込事務のお手伝いをします。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証などお客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。（貸金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ね下さい。）
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
アンサーシステム	お手元の電話やファクシミリ・パソコンで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会及び振込や取立入金の通知などのサービスがご利用いただけます。
ホームバンキング	多機能電話・パソコンによりお客様が残高、振込の照会や当金庫本支店間及び他金融機関宛への振込・振替ができます。
ファームバンキング	専用端末機・パソコンにより総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
モバイルバンキング	ｉモード対応の携帯電話により登録先への振込・振替や当金庫本支店にある、ご本人名義口座の残高照会が出来るサービスです。
インターネットバンキング	お手持ちの携帯電話やパソコンで、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込、振替、定期預金取引、サービス利用中の追加予約申込、Eメール通知サービスなどがご利用いただけます。
(法人向け)インターネットバンキング	お手持ちのパソコンで、残高照会、入出金明細照会、取引履歴照会、振込、振替、預金取引、ファイル伝送、Eメール通知サービスなどがご利用いただけます。
テレホンバンキング	一般電話・携帯電話・ＰＨＳから、お客様が当金庫に開設されている口座の残高照会、入出金明細照会、振込・振替依頼内容照会および振込・振替のお取引を行うサービスです。
でんさいネット	手形に代わる新たな決済手段として、株式会社　全銀電子債権ネットワークの電子記録債権「でんさい」の取扱いを開始しました。
外国通貨の両替	海外へお出かけの際に必要な外国通貨への両替、また外国通貨を円に両替するお取扱いをいたしております。
外貨宅配サービス	信金中央金庫と三井住友銀行との提携による外貨宅配サービスの取扱いを行っています。
デビットカードサービス	全国の加盟店で、お手持ちのキャッシュカードを利用してお支払いいただけるカードサービスです。

■証　券

国債、個人向け国債	一般の国債に加え、個人向け国債の募集も取扱っております。
投資信託	投資信託の窓口販売を行っております。

■保　険

生命保険の窓口販売	定額個人年金保険・一時払終身保険・がん保険・医療保険・学資保険の窓口販売を取扱っております。
損害保険の窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・団体傷害保険・債務返済支援保険・海外旅行保険などの損害保険の窓口販売を取扱っております。

■その他の業務のご案内

当金庫は以上の業務のほかに次の業務（サービス）を行っております。

1. 代理業務	住宅金融公庫をはじめ各種政府関係金融機関等の業務の代理
2. 保証業務	債務の保証
3. 保護預りの業務	お客様の大事な財産（有価証券、貴金属等）の保護預り、貸金庫
4. スポーツ振興くじ払出し業務	スポーツ振興くじ（toto）当せん金の払い戻し（本店営業部・新見営業部）
5. 個人型確定拠出年金の取扱	国民年金基金連合会の取扱う商品の受付
6. 信託の取次	信金中金の取扱う信託の取次
7. 遺言信託・遺産整理	株式会社山田エスクローが取扱っているサービスの取次業務(媒介)

預金・融資・証券・保険・各種サービス・その他業務等の内容につきまして、詳しくは当金庫窓口及び各担当者にお問い合わせ下さい。

☆お知らせ

☆年金優遇商品のご案内

☆新商品

☆iDeCo(個人型確定拠出年金)

老後に備えて増やすための新しい選択肢です。

自分で積み立てながら、その掛金を運用していくことで将来の年金形成に役立ちます。原則60歳から受取できます。

掛金の限度額は、現在ご加入の年金制度によって異なります。

iDeCo普及推進キャラクター
「イデコちゃん」

特徴
- 自分で設定した掛金額で運用し、運用先も自分で選択します。
- 掛込、運用、受取りについて３つの過程で税制優遇があります。

※この商品は国民年金基金連合会が所管するものです。

■為替手数料

種		類	区　分	手　数　料	
店頭振込	自　店　内　振　込	本人振込（入金）	※但し、普通預金で通帳がない場合一律216円		無料
		本人以外からの振込	3万円未満	1件	216円
			3万円以上	1件	432円
	ネット入金を含む振込手数料	当金庫本支店	3万円未満	1件	324円
			3万円以上	1件	540円
		他金庫・他行	3万円未満	1件	648円
			3万円以上	1件	864円
自動送金による振込手数料		自店内	一律	1件	108円
		当金庫本支店	3万円未満	1件	108円
			3万円以上	1件	324円
		他金庫・他行	3万円未満	1件	432円
			3万円以上	1件	648円
ＡＴＭによる振込手数料 ※ 現金による10万円超のお振込みはできません。		自店内	当金庫キャッシュカード利用		無料
			3万円未満	1件	108円
			3万円以上	1件	324円
		当金庫本支店	当金庫キャッシュカード利用		無料
			3万円未満	1件	216円
			3万円以上	1件	432円
		他金庫・他行	3万円未満	1件	432円
			3万円以上	1件	648円
インターネットバンキング（オンライン取引）による振込手数料		自店内 当金庫本支店	3万円未満		無料
			3万円以上		無料
		他金庫・他行	3万円未満	1件	270円
			3万円以上	1件	378円
インターネットバンキング(総合振込)、ファームバンキング、ホームバンキング、テレホンバンキングによる振込手数料		自店内	3万円未満		無料
			3万円以上		無料
		当金庫本支店	3万円未満	1件	108円
			3万円以上	1件	324円
		他金庫・他行	3万円未満	1件	432円
			3万円以上	1件	648円
代　金　取　立　手　数　料		同一手形交換所内	割引・担保・取立手形	1通	216円
			小切手	1通	216円
		同一手形交換所外	普通扱い	1通	648円
			至急扱い	1通	864円
		株式配当金	株式配当金手数料	1通	108円
送金手数料（送金小切手）			普通扱い	1通	648円
そ　の　他　手　数　料			不渡手形返却料	1通	648円
			取立手形組戻料	1通	648円
			振込・送金の組戻料	1件	648円
			取立手形店頭呈示料	1通	648円

■事務手数料

種　類		手　数　料	
当　座　勘　定	小切手帳（50枚綴り）	1冊	864円
	約束手形帳（50枚綴り）	1冊	1,080円
	為替手形帳（25枚綴り）	1冊	540円
	マル専手形紙交付料	1枚	540円
	マル専手形事務取扱手数料（割賦販売）	1通	3,240円
発　行　手　数　料	ＩＣキャッシュカード	1件	864円
	再発行キャッシュカード（ＩＣ・ＭＣ）	1件	1,080円
	再発行通帳・証書	1件	1,080円
	自己宛小切手	1枚	540円
	残高証明書（当庫所定帳票）　※同一日付、顧客ごと	1通	540円
	残高証明書（当庫所定帳票以外）　※同一日付、顧客ごと	1通	2,160円
	残高証明書（監査法人等向け）　※同一日付、顧客ごと	1通	3,240円
	証明書（株式払込・住宅ローンを除く）	1通	540円
	融資証明書	融資金額×$\frac{2}{10,000}$×1.08	
	ＣＤ－ＲＯＭ、ＣＯＭコピー	1枚	50×1.08＝54円
	取引履歴照会 各種(1オペレーション当り) ※但し、用紙10枚超はプラス枚数分(1枚50×1.08＝54円)	1件	540円
	個人情報開示請求	一律	1,080円
	個人情報開示請求に係る送料（送付の場合）	依頼人実費負担	

■融資事務手数料

種類			手数料
新型住宅ローンへの変更手数料			1件 5,400円
不動産担保調査事務手数料	住宅ローン	融資額1,000万円以下	37,800円
		融資額1,000万円超	54,000円
	事業性・非事業性	設定額2,000万円以下	16,200円
		設定額2,000万円超	27,000円
	変更登記に係るもの(追加設定・極度変更・担保差替・担保譲渡・担保一部抹消) ※新規設定と追加設定・極度変更・順位変更・担保差換・担保譲渡等を同時に行う場合は、新規設定手数料のみ申し受けます。また、当初より建物建築を予定しており、後日追加担保として差し入れることが条件となっている場合は追加設定手数料は必要ありません。		10,800円
	(根)抵当権抹消手数料 ※但し、平成24年4月2日以降に設定されたもののみ適用		5,400円
ＡＢＬ等設定手数料	動産譲渡担保権設定、債権譲渡担保権設定登記等に係る事務手数料 ※動産譲渡担保権設定登記、債権譲渡担保権設定登記を同時に行う場合には1件とみなします。 ※法人で不動産担保設定を行う場合には、不動産担保調査事務手数料と合わせてＡＢＬ等設定手数料が必要となります。 ※個人の方も、物件調査手数料としてＡＢＬ等設定手数料が必要となります。		21,600円
	延長登記手数料		10,800円
	抹消手数料(一部および全部)		5,400円
融資繰上げ返済手数料 当初貸出日が、平成29年2月1日以降で「期限前返済に関する特約書」徴求先は下段表に基づき徴求	住宅ローン (内入金額又は繰上償還金額に応じ手数料を徴求)	100万円未満	10,800円
		500万円未満	32,400円
		500万円以上	54,000円
	事業資金(アパートローンを含む)	一部繰り上げ	10,800円
		全額繰り上げ、償還実績10年以下	32,400円
		全額繰り上げ、償還実績10年超	無料
事業資金(アパートローン含む)	「期限前返済に関する特約書」徴求先で、当初貸出日より5年以内の繰上返済の場合		元金×弁済時約定金利×残融資期間÷2
住宅ローン	「期限前返済に関する特約書」徴求先で、当初貸出日より10年以内の繰上返済の場合		元金×弁済時約定金利
融資条件変更手数料	(個人ローン除く) ・借入期間・返済日・返済額等の変更 ・金融円滑化に係る条件変更は、複数の同時申込でも1件とみなす。		10,800円
全国保証(株)住宅ローン手数料	全国保証(株)住宅ローン保証手数料		54,000円

※全国保証付保住宅ローンの場合は、不動産担保調査事務手数料は不要。
※全額繰上完済及び担保抹消を行う場合には、それぞれの手数料が必要。
※個人ローンの「融資条件変更手数料」「融資繰上げ返済手数料」は不要。
※当金庫条件による一部内入及び全額繰上返済については手数料不要。
※「期限前返済に関する特約書」徴求先で定めた期間経過後に期限前返済する場合には、通常の「融資繰上返済手数料」を徴求する。

■その他手数料

種類	区分			手数料	
貸金庫使用料	本店営業部		B6(深)	年間	16,200円
			B6(浅)	年間	10,800円
			B9	年間	10,800円
			B12	年間	7,560円
	新見営業部		A	年間	16,200円
			B	年間	10,800円
			C	年間	7,560円
			D	年間	5,400円
	大佐支店			年間	10,800円
国債保護預り手数料				年間	1,296円
個人向け国債保護預り手数料					無料
アンサー手数料	入出金明細通知			月額	1,080円
ホームバンキング手数料				月額	1,080円
ファームバンキング手数料				月額	3,240円
インターネットバンキング手数料	個人の方				無料
	法人の方	オンライン取引のみ		月額	1,080円
		※データ伝送取引		月額	※ 3,780円
夜間金庫利用料				月額	2,160円

■両替手数料

種類	紙幣・硬貨合計枚数	手数料
両替手数料 (窓口)	100枚以下	無料
	101枚～200枚	108円
	201枚～1,000枚	100枚毎に 108円加算
	1,001枚～2,000枚	1,080円
	2,001枚以上	1,000枚毎に 216円加算
	※合計枚数は、お持込み枚数、またはお受取り枚数のいずれか多い方となります。	
両替手数料 (両替機) 1回の上限枚数1,500枚	1枚～500枚	100円
	501枚～1,000枚	200円
	1,001枚～1,500枚	300円
	当金庫キャッシュカードをお持ちの方は1日1回100枚以下の両替は無料	
機械で計数できない硬貨の入金および両替手数料	1枚～100枚	無料
	101枚以上	100枚毎に 540円加算
	※機械での計数が可能な硬貨・記念硬貨・火災等災害による損貨の場合を除きます。 ※100枚以下のお取引につきましては、お一人さま1日1回に限り、無料といたします。 ※当金庫職員による集金扱いは、上記手数料に1,080円加算されます。	

(注)記載の金額には、消費税の8%が含まれています。

当　金　庫　の　歩　み

昭和６年11月２日	有限責任高梁信用組合を創立
昭和20年５月22日	高梁信用組合、第一回通常総代会を開催（第１期）
昭和27年３月	信用金庫法により高梁信用金庫に組織変更
昭和27年５月	備北信用金庫に改称
昭和28年５月	成羽出張所開設（川上郡成羽町大字下原809番地）
昭和31年８月	成羽出張所、支店昇格、店舗新築移転（川上郡成羽町大字下原790番地の１）
昭和32年８月	駅前出張所開設（高梁市栄町1344番地）
昭和40年２月	賀陽出張所開設（上房郡賀陽町竹荘491番地）
昭和46年５月	駅前出張所移転（高梁市栄町1942番地の１）
昭和49年６月	賀陽出張所、支店昇格
昭和51年11月	本店新築移転（高梁市正宗町1964番地の１）
昭和51年11月	駅前出張所廃止、旧本店、下町支店として発足
昭和53年２月	成羽支店新築移転（川上郡成羽町大字下原963番地の２）
昭和53年７月	預金量100億円達成
昭和55年５月	北房支店開設（上房郡北房町上水田2998番地の３）
昭和57年９月	賀陽支店新築移転（上房郡賀陽町竹荘486番地の２）
昭和59年７月	預金量200億円達成
昭和59年11月	下町支店新築
昭和60年11月	落合支店開設（高梁市落合町阿部1282番地の３）
平成元年６月	預金量300億円達成
平成６年４月	預金量400億円達成
平成７年３月	経営体質の強化・効率化を目指すべく、３月17日に新見信用金庫と合併調印を行う。
平成７年10月	新見信用金庫と合併し、10月16日より新生「備北信用金庫」（預金量659億円）としてスタートする。（営業地域は新見市、阿哲郡、真庭郡、鳥取県日野郡日野町・日南町に拡大し、10店舗となる）
平成８年７月	預金量700億円達成
平成８年11月	正田支店新築移転（新見市正田257番地の11）
平成10年９月	中央支店新築
平成12年２月	びしん事務センター新築
平成12年10月	びしん事務センターでパソコン教室を開講
平成14年３月	金庫創立50周年記念式典開催
平成14年10月	岡山県統一手形交換スタート
平成14年12月	預金量800億円達成
平成18年４月	投資信託販売開始
平成18年10月	預金量900億円達成
平成21年４月	預金量1,000億円達成
平成25年５月	預金量1,100億円達成

びしん１年間の歩み（平成29年度）

平成29年

４月・「シャルム応援定期預金」の取扱い（～平成29年５月31日迄）
・高梁地区むつみ会日帰り旅行（島根方面）
・新見地区むつみ会日帰り旅行（大阪方面）

５月・金庫設立65周年記念祝賀会を開催

６月・「信用金庫の日」のボランティア活動を各店舗で実施
・「びしん経営者クラブ」設立総会を開催
・「信用金庫の日」のイベントを各店舗で開催
・第72期通常総代会を開催
・「ふれ愛定期預金」の取扱い開始(～平成29年８月31日迄)
・第31回理事長杯ゲートボール大会を開催

７月・寿会旅行を実施（山陰方面）
・高梁市観光協会へ備中たかはし松山踊りの「うちわ」を贈呈

８月・「新見ふるさと祭り」「備中たかはし松山踊り」の団体連へ参加

９月・「第13回しんきん合同ビジネス交流会」を開催
・ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス·LINE@）の提供開始

10月・「第10回理事長杯ゴルフコンペ」を開催
・信用金庫ロールプレイング大会を開催

11月・寿会旅行（丹波篠山）を実施
・備中松山城清掃活動のボランティアを実施
・「ふれ愛定期預金」の取扱い開始(～平成29年12月29日迄)

１月・「びしんむつみ会」新年会を開催
・「高梁川流域応援定期預金」の取扱い開始(～平成30年３月15日迄)
・「にいみびしんむつみ会」新年会を開催

２月・高梁市地域見守り活動に関する協定を締結
・愛らぶ高梁ふれ愛マラソンのボランティア参加

３月・新入学児童へ学用品贈呈（高梁市、新見市、吉備中央町、旧北房町内の小学校へ）
・「高梁川流域応援定期預金」の寄付金贈呈

■貸借対照表

（単位：千円）

（資産の部）	71期(28／3)	72期(29／3)	73期(30／3)
現金	**1,007,938**	**1,060,109**	**961,059**
預け金	**39,648,812**	**45,475,399**	**41,833,720**
有価証券	**29,018,372**	**29,198,990**	**28,048,832**
国債	510,022	509,495	508,967
地方債	5,766,287	5,334,873	5,310,386
社債	20,064,679	19,448,534	17,943,934
株式	427,644	650,782	886,711
その他の証券	2,249,739	3,255,305	3,398,831
貸出金	**43,189,999**	**44,717,978**	**44,488,106**
割引手形	199,619	211,131	211,405
手形貸付	2,159,550	3,666,573	1,975,601
証書貸付	37,982,919	38,536,481	40,137,377
当座貸越	2,847,910	2,303,791	2,163,721
その他資産	**760,341**	**705,258**	**723,598**
未決済為替貸	7,831	7,569	9,803
信金中金出資金	521,200	521,200	521,200
前払費用	126	162	105
未収収益	187,840	158,967	180,767
その他の資産	43,343	17,358	11,722
有形固定資産	**958,775**	**943,776**	**928,104**
建物	242,657	228,401	215,698
土地	619,762	628,086	628,086
リース資産	16,829	12,239	7,649
その他の有形固定資産	79,527	75,049	76,669
無形固定資産	**2,536**	**2,449**	**2,575**
ソフトウェア	354	267	392
その他の無形固定資産	2,182	2,182	2,182
繰延税金資産	**1,771**	**32,973**	—
債務保証見返	**294,522**	**320,159**	**238,699**
貸倒引当金	**△507,165**	**△555,304**	**△403,653**
（うち個別貸倒引当金）	**△453,134**	**△493,688**	**△347,391**
資産の部合計	**114,375,905**	**121,901,791**	**116,821,042**

（単位：千円）

（負債の部）	71期(28／3)	72期(29／3)	73期(30／3)
預金積金	**104,232,574**	**110,133,924**	**106,256,822**
当座預金	1,164,072	1,592,187	1,895,313
普通預金	27,311,360	33,820,924	29,785,698
貯蓄預金	22,244	14,052	12,366
通知預金	72,473	2,473	52,173
定期預金	67,821,074	66,353,273	66,805,970
定期積金	7,335,347	7,906,620	7,519,864
その他の預金	506,000	444,392	185,436
借用金	**426,000**	**1,907,500**	**428,250**
借入金	426,000	1,907,500	428,250
その他負債	**244,001**	**238,754**	**178,124**
未決済為替借	14,155	16,516	30,113
未払費用	51,155	42,041	40,553
給付補填備金	3,574	4,300	4,534
未払法人税等	80,500	91,200	31,240
前受収益	17,083	16,196	14,896
払戻未済金	300	1,317	—
職員預り金	39,020	32,858	35,405
リース債務	16,829	12,239	7,649
その他の負債	21,383	22,084	13,730
賞与引当金	**33,903**	**33,118**	**32,910**
退職給付引当金	**41,553**	**47,711**	**51,047**
役員退職慰労引当金	**88,112**	**69,975**	**74,018**
偶発損失引当金	**2,551**	**2,094**	**2,906**
繰延税金負債	—	—	**63,074**
債務保証	**294,522**	**320,159**	**238,699**
負債の部合計	**105,363,219**	**112,753,238**	**107,325,853**
（純資産の部）	71期(28／3)	72期(29／3)	73期(30／3)
出資金	**331,911**	**330,738**	**330,698**
普通出資金	331,911	330,738	330,698
利益剰余金	**8,164,236**	**8,356,065**	**8,560,834**
利益準備金	331,151	331,911	331,911
その他利益剰余金	7,833,084	8,024,154	8,228,922
特別積立金	7,600,000	7,750,000	7,950,000
（体質強化積立金）	(1,560,000)	(1,610,000)	(1,660,000)
（機械化対応積立金）	(20,000)	(20,000)	(20,000)
当期未処分剰余金	233,084	274,154	278,922
処分未済持分	—	—	**△40**
会員勘定合計	**8,496,147**	**8,686,804**	**8,891,492**
その他有価証券評価差額金	**516,538**	**461,748**	**603,695**
評価・換算差額等合計	**516,538**	**461,748**	**603,695**
純資産の部合計	**9,012,685**	**9,148,552**	**9,495,188**
負債及び純資産の部合計	**114,375,905**	**121,901,791**	**116,821,042**

備中松山城

〔貸借対照表の注記〕

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　31年～39年
その他の有形固定資産　３年～20年
４．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
５．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
６．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
７．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
８．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（平成29年３月31日現在）

年金資産の額	1,634,392百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,793,308百万円
差引額	△158,915百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成29年３月分）
0.0792%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△214,616百万円及び別途積立金55,700百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年０カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
９．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額104百万円
13．有形固定資産の減価償却累計額1,507百万円
14．貸出金のうち、破綻先債権額は100百万円、延滞債権額は1,022百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
15．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額に該当するものはありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は245百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17．破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,368百万円であります。
なお、14．から17．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は211百万円であります。
19．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	100百万円
預け金	510百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,489百万円
借用金	398百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金9,000百万円を差し入れております。
20．出資１口当たりの純資産額1,435円79銭
21．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
（２）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、主に満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(ⅰ)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースでALM委員会に報告しております。
(ⅱ)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(ⅲ)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、1,565百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
22．金融商品の時価等に関する事項
平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注１）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預け金	41,833	41,958	124
（2）有価証券			
満期保有目的の債券	13,198	13,871	673
その他有価証券	14,718	14,718	－
（3）貸出金（＊1）	44,488		
貸倒引当金（＊2）	△403		
	44,084	44,932	848
金融資産計	113,834	115,481	1,646
（1）預金積金	106,256	106,295	39
（2）借用金	428	485	56
金融負債計	106,685	106,780	95

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（注1）金融商品の時価等の算定方法
金融資産
（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。
（3）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
金融負債
（1）預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
（2）借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	127
組合出資金（＊2）	4
合計	132

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊1）	21,050	13,740	5,000	－
有価証券				
満期保有目的の債券	225	4,339	2,118	6,514
その他有価証券のうち満期があるもの	1,201	3,560	5,544	3,583
貸出金（＊2）	6,743	12,424	7,826	15,103
合計	29,220	34,064	20,489	25,200

（＊1）預け金のうち、満期のないものは含めておりません。
（＊2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。
（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	92,524	13,644	13	72
借用金	18	104	92	213
合計	92,542	13,748	105	285

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. まで同様であります。
満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	508	568	59
	地方債	3,781	3,982	200
	社債	7,087	7,482	394
	その他	798	830	32
	小計	12,176	12,863	687
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	300	299	△0
	社債	421	420	△1
	その他	300	288	△11
	小計	1,021	1,008	△13
合計		13,198	13,871	673

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	749	84	664
	債券	10,269	10,018	250
	国債	－	－	－
	地方債	729	699	29
	社債	9,539	9,318	220
	その他	683	674	9
	小計	11,702	10,777	925
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9	11	△1
	債券	1,394	1,400	△5
	国債	－	－	－
	地方債	499	500	△0
	社債	894	900	△5
	その他	1,612	1,703	△91
	小計	3,015	3,114	△99
合計		14,718	13,892	826

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	0	0	－
債券	2,611	83	0
国債	635	7	－
地方債	312	12	－
社債	1,663	63	0
その他	671	9	58
合計	3,282	92	58

25. 減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、ありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末の時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復の可能性の判定を行い、減損処理を行っております。
26. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,593百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,775百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
繰延税金資産

貸倒引当金	95百万円
減価償却限度超過額	14百万円
賞与引当金	9百万円
役員退職慰労引当金	20百万円
その他	34百万円
繰延税金資産小計	174百万円
評価性引当額	△15百万円
繰延税金資産合計	159百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	222百万円
繰延税金負債合計	222百万円
繰延税金資産の純額	△63百万円

■損益計算書

（単位：千円）

科目	71期 (27/4～28/3)	72期 (28/4～29/3)	73期 (29/4～30/3)
経常収益	**1,524,629**	**1,458,976**	**1,474,218**
資金運用収益	1,307,756	1,250,078	1,228,877
貸出金利息	828,470	816,876	831,082
預け金利息	165,883	98,720	75,656
有価証券利息配当金	301,459	322,883	309,203
その他の受入利息	11,942	11,597	12,936
役務取引等収益	154,614	161,439	133,679
受入為替手数料	53,912	53,837	51,949
その他の役務収益	100,701	107,601	81,729
その他業務収益	28,778	42,782	95,624
外国為替売買益	—	100	—
国債等債券売却益	24,145	29,820	84,827
国債等債券償還益	—	18	33
その他の業務収益	4,632	12,842	10,763
その他経常収益	33,480	4,677	16,035
貸倒引当金戻入益	—	—	14,702
償却債権取立益	120	120	120
株式等売却益	27,603	24	0
その他の経常収益	5,757	4,532	1,212
経常費用	**1,305,563**	**1,173,225**	**1,186,658**
資金調達費用	75,455	65,443	59,158
預金利息	63,544	53,922	47,562
給付補填備金繰入額	2,946	2,891	3,175
譲渡性預金利息	—	—	198
借用金利息	8,777	8,442	8,049
その他の支払利息	187	187	171
役務取引等費用	107,622	124,116	141,800
支払為替手数料	20,040	20,612	20,222
その他の役務費用	87,582	103,503	121,577
その他業務費用	2,250	14	58,512
外国為替売買損	496	—	100
国債等債券売却損	507	—	16
国債等債券償還損	1,233	—	58,380
その他の業務費用	13	14	16
経費	960,429	934,971	926,081
人件費	622,944	598,730	592,224
物件費	316,027	313,443	314,785
税金	21,457	22,797	19,071
その他経常費用	159,805	48,680	1,106
貸倒引当金繰入額	131,357	48,139	—
金銭の信託運用損	27,210	—	—
その他の経常費用	1,237	541	1,106
経常利益	**219,065**	**285,750**	**287,559**

【損益計算書の注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資１口当たり当期純利益金額32円45銭

（単位：千円）

科目	71期 (27/4～28/3)	72期 (28/4～29/3)	73期 (29/4～30/3)
特別損失	**397**	**0**	**491**
固定資産処分損	397	0	491
税引前当期純利益	**218,668**	**285,750**	**287,067**
法人税、住民税及び事業税	74,562	91,578	28,860
法人税等調整額	△17,952	△7,584	43,520
法人税等合計	**56,610**	**83,993**	**72,380**
当期純利益	**162,058**	**201,756**	**214,687**
繰越金（当期首残高）	**71,026**	**72,397**	**64,235**
当期未処分剰余金	**233,084**	**274,154**	**278,922**

■剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	71期 (27/4～28/3)	72期 (28/4～29/3)	73期 (29/4～30/3)
当期未処分剰余金	**233,084**	**274,154**	**278,922**
これを下記のように処分致しました。			
剰余金処分額	**160,687**	**209,918**	**209,919**
利益準備金	760	—	—
普通出資に対する配当金	9,927	9,918	9,919
特別積立金	150,000	200,000	200,000
繰越金（当期末残高）	**72,397**	**64,235**	**69,002**

財務諸表の適正性

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成30年 6 月19日

備北信用金庫

理事長 柴倉 清

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分計算書などの決算関係書類は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受け、適正、適法に作成されている旨の監査報告を受理しています。

■主要な経営指標

最近５年間の主要な経営指標の推移

（単位：利益は千円、残高は百万円）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利益	経常収益	1,526,748	1,578,051	1,524,629	1,458,976	1,474,218
	経常利益	327,841	386,146	219,065	285,750	287,559
	当期純利益	228,367	276,103	162,058	201,756	214,687
残高	出資総額	330	331	331	330	330
	出資総口数（口）	6,616,123	6,623,023	6,638,223	6,614,773	6,613,973
	純資産額	8,433	8,785	9,012	9,148	9,495
	総資産額	112,495	117,345	114,375	121,901	116,821
	預金積金残高	101,541	107,236	104,232	110,133	106,256
	貸出金残高	42,780	41,755	43,189	44,717	44,488
	有価証券残高	25,140	28,239	29,018	29,198	28,048
単体自己資本比率（%）		18.96%	18.50%	18.75%	18.00%	18.27%
出資に対する配当金（出資１口当たり、単位：円）		2.0	2.0	1.5	1.5	1.5
役員数（人）		13	12	12	12	11
	（うち常勤役員数）（人）	6	6	6	6	6
職員数（人）		98	96	93	86	85
会員数（人）		8,053	8,055	8,047	8,048	8,000

（注）単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条２の規定に基づく財務省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

（単位：千円、%）

		平成28年度	平成29年度
資金運用収支		1,184,634	1,169,719
	資金運用収益	1,250,078	1,228,877
	資金調達費用	65,443	59,158
役務取引等収支		37,323	△8,120
	役務取引等収益	161,439	133,679
	役務取引等費用	124,116	141,800
その他の業務収支		42,767	37,112
	その他業務収益	42,782	95,624
	その他業務費用	14	58,512
業務粗利益		1,264,725	1,198,711
業務粗利益率		1.09%	1.01%

（注）１．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（平成28年度－千円、平成29年度－千円）を控除して表示しております。

２．業務粗利益率＝$\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}\times 100$

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

（単位：%）

	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.24	0.23
総資産当期純利益率	0.17	0.17

（注）

総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}}\times 100$

利鞘

（単位：%）

	平成28年度	平成29年度
資金運用利回	1.08	1.03
資金調達原価率	0.91	0.87
総資金利鞘	0.17	0.16

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、千円、%）

		平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
資金運用勘定		115,671	118,548	1,250,078	1,228,877	1.08	1.03
	うち貸出金	41,753	43,720	816,876	831,082	1.95	1.90
	うち預け金	44,681	46,082	98,720	75,656	0.22	0.16
	うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
	うち有価証券	28,715	28,223	322,883	309,203	1.12	1.09
資金調達勘定		108,485	111,182	65,443	59,158	0.06	0.05
	うち預金積金	107,981	110,062	56,814	50,738	0.05	0.04
	うち譲渡性預金	—	640	—	198	—	0.03
	うち借用金	466	445	8,442	8,049	1.80	1.80

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成28年度-百万円、平成29年度-百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成28年度-百万円、平成29年度-百万円）及び利息（平成28年度-千円、平成29年度-千円）をそれぞれ控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	平成28年度			平成29年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,671	△61,003	△57,334	32,949	△55,480	△22,532
うち貸出金	1,013	△12,607	△11,595	35,750	△21,545	14,205
うち預け金	△3,097	△64,065	△67,163	3,016	△26,072	△23,057
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	5,755	15,669	21,424	△5,817	△7,863	△13,680
支払利息	192	△10,201	△10,009	959	△7,167	△6,208
うち預金積金	△322	△9,353	△9,675	1,077	△7,153	△6,075
うち譲渡性預金	—	—	—	260	0	260
うち借用金	514	△848	△334	△378	△14	△393

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

■預金に関する指標

預金積金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
流動性預金	32,611	35,335
うち有利息預金	25,416	26,996
定期性預金	75,163	74,517
うち固定金利定期預金	67,820	66,876
うち変動金利定期預金	4	4
その他	206	210
計	107,981	110,062
譲渡性預金	—	640
合計	**107,981**	**110,702**

（注）1．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2．定期性預金＝定期預金＋定期積金
・固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
・変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
定期預金	66,353	66,805
固定金利定期預金	66,348	66,801
変動金利定期預金	4	4
その他	—	—

■貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
手形貸付	2,175	2,120
証書貸付	37,122	39,207
当座貸越	2,258	2,205
割引手形	196	187
合計	**41,753**	**43,720**

貸出金残高

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
貸出金	44,717	44,488
うち固定金利	24,632	23,504
うち変動金利	20,085	20,983

（注）残存期間１年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
当金庫預金積金	1,108	963
有価証券	9	—
動産	—	—
不動産	8,732	8,314
その他	7	7
計	9,858	9,284
信用保証協会・信用保険	4,972	4,874
保証	4,654	4,595
信用	25,233	25,733
合計	**44,717**	**44,488**

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
当金庫預金積金	31	13
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	31	13
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	2	2
信用	286	222
合計	**320**	**238**

貸出金使途別残高

（単位：百万円、％）

	平成28年度		平成29年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	19,650	43.94%	20,824	46.80%
運転資金	25,067	56.06%	23,663	53.18%
合計	**44,717**	**100.00%**	**44,488**	**100.00%**

預貸率

（単位：百万円、％）

		平成28年度	平成29年度
貸出金（A）		44,717	44,488
預金（B）		110,133	106,256
預貸率	（A／B）	40.60%	41.86%
	期中平均	38.66%	39.72%

（注）預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

貸出金償却

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
貸出金償却	—	—

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況のページに記載しております。

貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

	平成28年度			平成29年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	59	1,042	2.33%	56	1,134	2.55%
農業、林業	7	65	0.15%	7	89	0.20%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	28	0.06%	2	20	0.04%
建設業	112	2,291	5.12%	105	2,471	5.55%
電気・ガス・熱供給・水道業	12	441	0.99%	11	645	1.45%
情報通信業	2	125	0.28%	2	111	0.25%
運輸業、郵便業	20	779	1.74%	21	861	1.94%
卸売業、小売業	133	2,760	6.17%	123	2,426	5.45%
金融業、保険業	10	8,294	18.55%	12	9,245	20.78%
不動産業	31	2,299	5.14%	31	2,090	4.70%
物品賃貸業	1	23	0.05%	1	21	0.05%
学術研究、専門・技術サービス業	3	43	0.10%	3	34	0.08%
宿泊業	2	185	0.41%	2	175	0.39%
飲食業	20	313	0.70%	20	308	0.69%
生活関連サービス業、娯楽業	22	788	1.76%	20	799	1.80%
教育、学習支援業	—	—	—	1	165	0.37%
医療・福祉	19	1,391	3.11%	21	1,465	3.29%
その他のサービス	60	1,317	2.95%	59	1,283	2.88%
地方公共団体	5	9,490	21.22%	6	8,055	18.11%
個人	3,885	13,032	29.14%	3,868	13,080	29.40%
合計	**4,405**	**44,717**	**100.00%**	**4,371**	**44,488**	**100.00%**

■有価証券に関する指標

有価証券の種類別の残存期間別残高

平成28年度

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	509	—	509
地方債	7	1,016	1,414	930	850	1,115	—	5,334
社債	3,407	1,707	3,467	1,183	2,594	7,088	—	19,448
株式	—	—	—	—	—	—	650	650
外国証券	—	—	600	—	883	497	—	1,980
その他証券	—	—	102	1,125	—	—	45	1,274

平成29年度

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	508	—	508
地方債	617	534	1,634	754	961	808	—	5,310
社債	810	2,658	2,255	2,007	2,329	7,883	—	17,943
株式	—	—	—	—	—	—	886	886
外国証券	—	100	702	—	1,088	896	—	2,788
その他証券	—	4	10	—	522	—	73	610

有価証券の種類別の期末残高・平均残高

（単位：百万円）

	平成28年度		平成29年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	509	510	508	674
地方債	5,334	5,439	5,310	5,046
短期社債	—	—	—	—
社債	19,448	19,436	17,943	18,829
株式	650	149	886	224
外国証券	1,980	1,849	2,788	2,315
その他証券	1,274	1,330	610	1,133
合計	**29,198**	**28,715**	**28,048**	**28,223**

預証率

（単位：百万円、%）

		平成28年度	平成29年度
有価証券（A）		29,198	28,048
預金（B）		110,133	106,256
預証率	（A／B）	26.51%	26.39%
	期中平均	26.59%	25.64%

（注）預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

■有価証券

売買目的有価証券

取り扱いありません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	509	558	48	508	568	59
	地方債	3,788	4,019	230	3,781	3,982	200
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,259	7,650	390	7,087	7,482	394
	その他	798	824	26	798	830	32
	小　計	**12,356**	**13,052**	**695**	**12,176**	**12,863**	**687**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	300	299	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,019	995	△24	421	420	△1
	その他	100	98	△1	300	288	△11
	小　計	**1,119**	**1,094**	**△25**	**1,021**	**1,008**	**△13**
合　計		**13,476**	**14,146**	**670**	**13,198**	**13,871**	**673**

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

（単位：百万円）

		平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	510	77	433	749	84	664
	債券	11,040	10,723	317	10,269	10,018	250
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,546	1,500	45	729	699	29
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	9,493	9,222	271	9,539	9,318	220
	その他	334	325	9	683	674	9
	小　計	**11,885**	**11,125**	**760**	**11,702**	**10,777**	**925**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12	14	△2	9	11	△1
	債券	1,674	1,698	△23	1,394	1,400	△5
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	499	500	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,674	1,698	△23	894	900	△5
	その他	2,017	2,119	△102	1,612	1,703	△91
	小　計	**3,704**	**3,832**	**△128**	**3,015**	**3,114**	**△99**
合　計		**15,589**	**14,958**	**631**	**14,718**	**13,892**	**826**

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが困難な金融商品

その他有価証券

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額（28年度）	貸借対照表計上額（29年度）
非上場株式	127	127
組合出資金	5	4

■金銭の信託

運用目的の金銭の信託

取り扱いありません。

満期保有目的の金銭の信託

取り扱いありません。

その他の金銭の信託

取り扱いありません。

■デリバティブ取引

金利関連取引

取り扱いありません。

通貨関連取引

取り扱いありません。

株式関連取引

取り扱いありません。

債券関連取引

取り扱いありません。

商品関連取引

取り扱いありません。

クレジットデリバティブ取引

取り扱いありません。

■報酬体系について

1．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

⑵平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	80

（注）1．対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2．上記の内訳は、「基本報酬」62百万円、「賞与」11百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

⑶その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

Ⅰ．金融再生法開示債権

■金融再生法開示債権

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	582	419
危険債権	821	711
要管理債権	204	245
正常債権	43,475	43,433
合計	**45,084**	**44,809**

（注）1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3．「要管理債権」とは、「３カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4．「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

■金融再生法開示債権保全状況

（単位：百万円）

		平成28年度	平成29年度
金融再生法上の不良債権（A）		1,608	1,376
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	582	419
	危険債権	821	711
	要管理債権	204	245
保全額（B）		1,524	1,255
	貸倒引当金（C）	501	354
	担保・保証等（D）	1,023	901
保全率（B）／（A）（%）		94.78	91.21
担保・保証等控除後債権に対する引当率（C）／((A)－(D))（%）		85.64	74.53

（注）貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

Ⅱ．リスク管理債権

○リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

1．破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度
破綻先債権額（A）	292	100
延滞債権額（B）	1,104	1,022
合計（C）＝（A）＋（B）	1,397	1,123
担保・保証額（D）	910	776
回収に懸念がある債権額(E)＝(C)－(D)	486	347
個別貸倒引当金（F）	486	347
同引当率(G)＝(F)／(E)(%)	100.00	100.00

2．３カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度
３カ月以上延滞債権額（H）	－	－
貸出条件緩和債権額（I）	204	245
合計（J）＝（H）＋（I）	204	245
担保・保証額（K）	112	125
回収に管理を要する債権額(L)＝(J)－(K)	92	120
貸倒引当金（M）	7	7
同引当率(N)＝(M)／(L)(%)	7.61	5.83

3．リスク管理債権の合計額

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
（C）＋（J）	1,601	1,368

（注）1．「破綻先債権」（A）とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2．「延滞債権」（B）とは、未収利息不計上貸出金のうち次の２つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3．「３カ月以上延滞債権」（H）とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4．「貸出条件緩和債権」（I）とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5．なお、これらの開示額（A、B、H、I）は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6．「担保・保証額」（D、K）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7．「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額（A）・延滞債権額（B）に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8．「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、３ヵ月以上延滞債権額（H）・貸出条件緩和債権額（I）に対して引当てた額を記載しております。

新BIS規制（バーゼルⅢ）について

新BIS規制（バーゼルⅢ）とは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年９月に公表した、銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制で、2008年－2009年の世界的な金融危機を教訓に新たな枠組み（規制強化策）が策定されました。当金庫では、平成25年３月８日、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が改正され、平成26年３月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示（旧基準バーゼルⅡ）、平成25年度においては新告示（旧基準バーゼルⅢ）に基づき、国内基準で開示しております。

新BIS規制（バーゼルⅢ）の３つの柱

①最低所要自己資本比率
②金融機関の自己管理と監督上の検証
③市場規律

第一の柱（最低所要自己資本比率）

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を精緻化するという点が最も大きな特徴です。

最低所要自己資本比率（国内基準）

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geqq 4\%$$

第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）

第二の柱においては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取り組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第三の柱（市場規律）

第三の柱においては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法についての情報開示が求められています。

【用語解説】

○国際決済銀行（BIS：Bank for International Settlements）

国際決済銀行（BIS）は、各国の中央銀行が出資する国際機関で、スイスのバーゼルに本部があり、G10諸国（日米欧主要11ヶ国）の中央銀行総裁会議や年次総会を定期的に開催しています。

○バーゼル銀行監督委員会

（Basle Committee on Banking Supervision）

バーゼル銀行監督委員会は、G10諸国の中央銀行総裁会議によって、1975（昭和50年）年に設立されました。通称、バーゼル委員会と呼ばれています。バーゼル銀行監督委員会は、日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、オランダ、スウェーデン、ルクセンブルク、スペインの銀行監督当局と中央銀行の上席代表により組織されています。

○BIS規制

BIS規制とは、銀行、信用金庫等に対し一定水準の自己資本比率の維持を求める国際的統一基準のことです。バーゼル銀行監督委員会により1988（昭和63年）年７月に公表され、1992（平成４年）年12月末（日本は1993年３月末）から適用が開始されました。

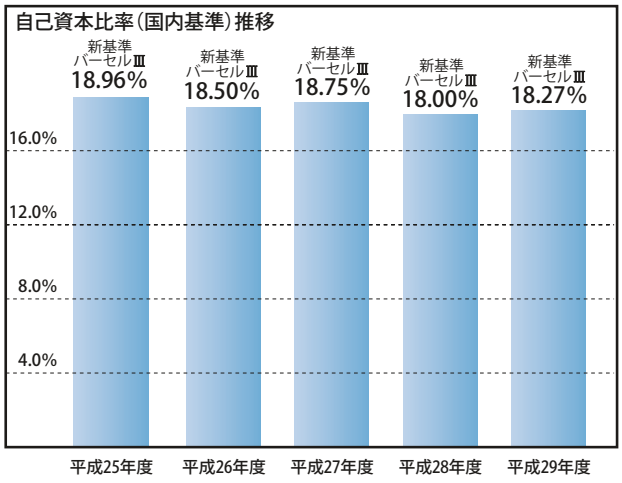

当金庫の自己資本の充実の状況等について

～定性的な開示事項～

１．自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等より構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	備北信用金庫
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	330百万円
償還期限	－
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約がある場合は、その概要	－

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、コア資本に係る基礎項目では地域からのお客さまからお預かりしている出資金（普通出資金）が該当します。

※コア資本に係る基礎項目とは、普通出資金、利益準備金、剰余金、一般貸倒引当金等のことです。

※コア資本に係る調整項目とは、無形固定資産、繰延税金資産、前払年金費用等、コア資本に係る基礎項目から控除する項目です。（当金庫では、新基準による経過措置を適用しております。）

２．自己資本充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内基準の４％を大きく上回っており経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

３．信用リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少又は消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信取引に係る信用リスクの定義や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施し、債務者区分別や業種別・与信集中によるリスクの抑制のため大口先の与信管理など様々な角度から分析を行っております。一連の信用リスク管理の状況については、融資審査部で検討を行うとともに、常勤理事会においても協議検討を行い、経営陣に対する報告・協議する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「貸出金の償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金に

あたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額等にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率等を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先につきましては、優良担保等を除いた未保全額のうち必要額等又は全額を計上しております。計算された結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

⑵リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りでございます。

・法人向けエクスポージャー　㈱格付投資情報センター（R＆I）、㈱日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S＆P）

・金融機関向けエクスポージャー　カントリー・リスク・スコアによります。

※エクスポージャーとはリスクにさらされている資産を指し、貸出金等の与信資産や有価証券等の投資資産などが該当します。

4．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、岡山県信用保証協会があります。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の基本方針及び手続きの概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6．証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

7．オペレーショナル・リスクに関する項目

⑴リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。また、これらリスクに関しましては、統合的リスク管理委員会やリスク管理委員会等の各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

⑵オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8.出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政府投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてはＡＬＭ委員会等に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況についても、定期的なモニタリングを実施するとともに、ＡＬＭ委員会等に定期的に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9．銀行勘定における金利リスクに関する事項

⑴リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、期間収益シミュレーションによる収益への影響度等を、定期的に計測を行い、ＡＬＭ委員会で協議検討をするとともに、常勤理事会等の経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

⑵内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法　マチュリティ・ラダー方式（金利更改ラダー方式）
資産・負債を、固定金利のものは残存期間、変動金利のものは金利更改期までの期間に応じて、それぞれの元本額を振分ける方式。

・コア預金対象：流動性預金（当座、普通、貯蓄預金等）残高の50%相当額、満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債：預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅：保有期間1年、観測期間5年分の金利変動データの1パーセンタイル値と99パーセンタイル値

・リスク計測頻度：四半期（前月末基準）

※ラダー方式とは、金融商品の金額、利率、金利0.01%（1ベーススポイント、BP）上昇時の現在価値変動額（1BPV）を金利更改期日により定められた残存期間帯ごとに集計し、現在価値変動額に金利ショック幅を乗ずることにより経済価値の変動額を算出する方式です。

※金利ショックとは、金利の変化のことで、金利2%（200bp）平行移動による200bpvや観測した金利変動データを大きい順に並べて上から99パーセント目の値を用いる99パーセンタイル値等があります。

当金庫の自己資本の充実の状況等について
～定量的な開示事項～

「自己資本の充実の状況」（自己資本比率規制の第３の柱）

Ⅰ　単体における事業年度の開示事項

１．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,676		8,881	
うち、出資金及び資本剰余金の額	330		330	
うち、利益剰余金の額	8,356		8,560	
うち、外部流出予定額（△）	9		9	
うち、上記以外に該当するものの額	－		△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63		59	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63		59	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	8,740		8,940	
コア資本に係る調整項目　(2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	0	1	0
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0	1	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	－	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	－	－	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	1		1	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	8,739		8,939	
リスク・アセット等　(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	45,945		46,368	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,457		△4,380	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	0		0	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,457		△4,380	
うち、上記以外に該当するものの額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,593		2,540	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	48,538		48,908	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.00%		18.27%	

2．定量的な開示事項
（1）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額※1	リスク・アセット	所要自己資本額※1
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	45，945	1，837	46,368	1,854
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	45，945	1，837	46,368	1,854
現金	－	－	－	－
ソブリン向け※3	514	20	513	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10，948	437	10,533	421
法人等向け	16，270	650	17,602	704
中小企業等向け及び個人向け	6，504	260	6,584	263
抵当権付住宅ローン	1，249	49	1,133	45
不動産取得等事業向け	2，568	102	3,592	143
3ヵ月以上延滞等※4	513	20	267	10
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	407	16	383	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出資等	272	10	308	12
出資等のエクスポージャー	270	10	307	12
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外	12，151	486	9,826	393
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10，102	404	7,971	318
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	521	20	521	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	573	22	400	16
上記以外のエクスポージャー	－	－	－	－
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5，457	△218	△4,380	△175
⑥ＣＶＡリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ．オペレーショナル・リスク※5	2，593	103	2,540	101
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）※6	48，538	1，941	48,908	1,956

（注）1．所要自己資本の額＝リスク・アセット×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行、我が国の地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4．「３ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
5．当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞ $\dfrac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

6．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

夫婦岩

（2）信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高※1、※2

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分※4 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー※2	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引※1		債　券		デリバティブ取引			
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
国内	118,722	113,157	45,082	44,804	25,051	23,565	－	－	342	178
国外	3,303	3,402	－	－	2,003	2,802	－	－	－	－
地域別合計	122,025	116,559	45,082	44,804	27,054	26,368	－	－	342	178
製造業	4,610	4,293	1,101	1,187	3,508	3,106	－	－	12	12
農業、林業	76	103	76	103	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	28	20	28	20	－	－	－	－	－	－
建設業	2,391	2,555	2,391	2,555	－	－	－	－	255	68
電気・ガス・熱供給・水道業	5,154	4,755	443	646	4,711	4,109	－	－	－	－
情報通信業	198	151	198	151	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	1,295	2,163	796	862	499	1,300	－	－	－	－
卸売業、小売業	4,417	3,769	2,897	2,552	1,519	1,217	－	－	－	－
金融業、保険業	59,378	55,797	8,326	9,278	6,019	5,314	－	－	－	－
不動産業	3,412	3,804	2,310	2,100	1,101	1,703	－	－	－	－
物品賃貸業	23	21	23	21	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	67	59	67	59	－	－	－	－	－	－
宿泊業	199	187	199	187	－	－	－	－	－	－
飲食業	373	371	373	371	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	931	972	931	972	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	0	165	0	165	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	1,405	1,476	1,405	1,476	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	1,506	1,465	1,506	1,465	－	－	－	－	37	32
国・地方公共団体等	19,697	18,388	9,496	8,091	9,695	9,617	－	－	－	－
個人	12,507	12,532	12,507	12,532	－	－	－	－	37	65
その他※3	4,532	3,502	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	122,025	116,559	45,082	44,804	27,054	26,368	－	－	342	178
1年以下	23,971	25,409	6,147	4,418	3,470	1,460	－	－		
1年超3年以下	26,443	19,420	3,309	2,432	2,709	3,243	－	－		
3年超5年以下	9,517	9,226	4,245	4,687	5,434	4,529	－	－		
5年超7年以下	8,392	7,088	4,056	2,877	2,065	2,640	－	－		
7年超10年以下	14,954	16,026	5,516	6,133	4,238	4,292	－	－		
10年超	30,781	34,302	21,644	24,100	9,136	10,201	－	－		
期間の定めのないもの	7,965	5,086	161	154	－	－	－	－		
残存期間別合計	122,025	116,559	45,082	44,804	27,054	26,316	－	－		

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2．「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、仮払金等のその他の資産、固定資産等が含まれます。
4．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	54	61	－	＊54	61
	平成29年度	61	56	－	＊61	56
個別貸倒引当金	平成28年度	453	493	－	＊453	493
	平成29年度	493	347	136	＊356	347
合計	平成28年度	507	555	－	507	555
	平成29年度	555	403	136	418	403

＊洗替えによる取崩額

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
製造業	12	12	12	12	－	－	12	12	12	12	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	283	332	332	194	－	133	283	198	332	194	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	26	25	25	23	－	－	26	25	25	23	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	－	－	－	6	－	－	－	－	－	6	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	43	42	42	42	－	－	43	42	42	42	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	3	3	3	－	－	3	3	－	3	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	82	78	78	67	－	－	82	78	78	67	－	－
合計	453	493	493	347	－	136	453	356	493	347	－	－

（注）1．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー※3の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウエイト区分（%）	エクスポージャーの額※2※3			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り※1	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	18，172	－	16，133
10%	－	2，782	－	2，706
20%	－	56，669	－	50，828
35%	－	3，569	－	3，237
50%	10，524	637	9，520	216
75%	－	9，071	－	9，226
100%	1，720	17，600	2，319	21，788
150%	－	442	－	178
200%	－	603	－	402
250%	－	228	－	－
1250%	－	－	－	－
その他		－		－
合　計		122，025		116，559

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（3）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー※1

（単位：百万円）

信用リスク削減手法※2 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	866	774	4,136	3,831	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

（6）出資等エクスポージャーに関する事項※1

イ．貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	569	569	842	842
非上場株式等	747	747	750	750
合　計	1，316	1，316	1，592	1，592

（注）投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは一括して上場株式に含めています。

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
売　却　益	1	1
売　却　損	－	－
償　　却	－	－

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
評価損益	432	668

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

（7）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額※1	748	1,565

（注）1．銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを保有期間１年、観測期間に５年で計測される99パーセンタイル値を使用し銀行勘定の金利リスク量を算出しています。
・要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等流動性預金の額の50%相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
・銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク=（1，565百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1，847百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△282百万円）

荒戸山

信金中央金庫

SCB ～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、「信用金庫の中央金融機関」と「個別金融機関」という２つの役割を併せ持つ金融機関です。

信用金庫の中央金融機関としての役割

●信用金庫の業務機能の補完
- ・各種金融商品の提供
- ・信用金庫業界のネットワークを活用した業務
- ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ・信用金庫の市場関連業務のサポート
- ・信用金庫の決済業務のサポート
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫の人材育成のサポート
- ・信用金庫に対する情報提供活動

●信用金庫業界の信用力の維持・向上
- ・信用金庫の経営分析、信用金庫に対する経営相談、資本供与

個別金融機関としての役割

●総合的な金融サービスを提供する金融機関
- ・預貸金業務、為替業務、金融債の発行業務、公共債の引受け、私募債の取扱い、信託業務
- ・子会社を通じて、信託・銀行業務、証券業務、投資運用業務、消費者信用保証業務、投資・M＆A仲介業務、データ処理の受託業務等、事務処理の受託業務等

●わが国有数の機関投資家
- ・国債・地方債・事業債・外国証券等の有価証券や、短期金融市場での資産の運用

●地域社会に貢献する金融機関
- ・地方公共団体・地元企業・PFI事業等への直接貸出

信用金庫と信金中央金庫は、信頼のパートナーです。

地域経済のパートナー
【信用金庫】

●豊富な預金量……**140兆円**
●巨大なネットワーク…**261金庫 7,347店舗**
●Face to Faceの事業展開
……役職員数**10万人**
●多数の会員のみなさま
……**924万人**

※上記計数は平成30年3月末時点

＋

信用金庫のセントラルバンク
【信金中金】

●巨額な総資産……**38兆円**（連結）
●高い自己資本比率…**30.57%**（連結）（国内基準）
●低い不良債権比率…**0.60%**

※総資産額（連結）、自己資本比率（連結）および不良債権比率は平成30年3月末時点

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ

- 証券業務
  - しんきん証券㈱
  - 信金インターナショナル㈱
- 金融関連業務
  - しんきんアセットマネジメント投信㈱
  - 信金ギャランティ㈱
  - 信金キャピタル㈱
- その他の業務
  - ㈱しんきん情報システムセンター
  - 信金中金ビジネス㈱

邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ（Moody's）	A1
スタンダード&プアーズ（S&P）	A
格付投資情報センター（R&I）	A+
日本格付研究所（JCR）	AA

平成30年4月末現在

信用金庫法第89条に基づく開示

1．金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
（1）事業の組織 ―― 14
（2）理事及び監事の氏名及び役職名 ―― 14
（3）会計監査人の氏名又は名称 ―― 24
（4）事務所の名称及び所在地 ―― 15

2．金庫の主要な事業の内容 ―― 16

3．金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況 ―― 9
（2）直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
①経常収益 ―― 25
②経常利益又は経常損失 ―― 25
③当期純利益又は当期純損失 ―― 25
④出資総額及び出資総口数 ―― 25
⑤純資産額 ―― 25
⑥総資産額 ―― 25
⑦預金積金残高 ―― 25
⑧貸出金残高 ―― 25
⑨有価証券残高 ―― 25
⑩単体自己資本比率 ―― 25
⑪出資に対する配当金 ―― 25
⑫職員数 ―― 25
（3）直近の二事業年度における事業の状況を示す指標
イ．主要な業務の状況を示す指標
①業務粗利益及び業務粗利益率 ―― 25
②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 ― 25
③資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ―― 25
④受取利息及び支払利息の増減 ―― 26
⑤総資産経常利益率 ―― 25
⑥総資産当期純利益率 ―― 25
ロ．預金に関する指標
①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 ―― 26
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ―― 26
ハ．貸出金等に関する指標
①手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ―― 26
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ― 26
③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ― 26
④使途別の貸出金残高 ―― 26
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ― 27
⑥預貸率の期末値及び期中平均値 ―― 26
ニ．有価証券に関する指標
①商品有価証券の種類別の平均残高 ―― (該当ありません)
②有価証券の種類別の残存期間別の残高 ―― 27
③有価証券の種類別の平均残高 ―― 27
④預証率の期末値及び期中平均値 ―― 27

4．金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項
（1）リスク管理の体制 ―― 2
（2）法令遵守の体制 ―― 2
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ―― 6
（4）金融ＡＤＲ制度への対応 ―― 4

5．金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ―― 21-24
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金 ―― 29
②延滞債権に該当する貸出金 ―― 29
③三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ―― 29
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ―― 29
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ―― 30-35
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券 ―― 28
②金銭の信託 ―― 28
③信用金庫法施行規則第102条第１項第５号掲げる取引 ― 28
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ―― 34
（6）貸出金償却の額 ―― 26
（7）金庫が信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ―― 24

6．報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ―― 28

任意の開示項目
経営者保証に関するガイドラインへの取組について ― 5
総代会について ―― 12

豊かな明日へのおてつだい
備北信用金庫
登録金融機関　中国財務局長（登金）第43号

http://www.shinkin.co.jp/bihoku/

〒716-0037　岡山県高梁市正宗町1964-1　TEL.0866-22-2191　FAX.0866-22-7533

2018年7月発行

表紙写真　提供：一般社団法人 高梁市観光協会